

岸和田市人権施策推進プラン (骨子案)

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 岸和田市人権施策推進プラン(たたき台)..... | 1 |
| 第1章 人権施策推進プラン策定にあたって..... | 1 |
| 1. 人権施策推進プラン策定の背景..... | 1 |
| 2. 人権施策推進プランの位置づけ..... | 4 |
| 3. 人権施策推進プランの期間..... | 5 |
| 第2章 人権施策の現状と課題..... | 6 |
| 1. 岸和田市の取組の現状と課題..... | 6 |
| 2. 「人権問題に関する市民意識調査」結果から見た課題..... | 12 |
| 3. 人権尊重のまちづくりに関するアンケートから見た課題..... | 17 |
| 4. 近年の社会情勢から見た施策の課題..... | 27 |
| 第3章 基本理念と基本方針..... | 30 |
| (1) 本市の人権についての考え方..... | 31 |
| (2) 基本理念..... | 31 |
| (3) 基本方針..... | 32 |
| 第4章 人権施策の基本方向..... | 33 |
| 1. 人権教育と啓発の推進..... | 33 |
| 2. 相談体制の充実..... | 34 |
| 3. 多様なステークホルダーとの協働・連携の推進..... | 35 |
| 4. 人権問題の把握..... | 35 |
| 第5章 取り組むべき主要課題と実施施策..... | 36 |
| 人権全般に関わる施策..... | 36 |
| 1 女性の人権..... | 37 |
| 2 子どもの人権..... | 41 |
| 3 高齢者の人権..... | 45 |
| 4 障害のある人の人権..... | 48 |
| 5 被差別部落(同和地区)出身者の人権..... | 52 |
| 6 地域で暮らす外国籍の人の人権..... | 55 |
| 7 新型コロナウイルスに関わる人権侵害..... | 58 |
| 8 ハンセン病患者・元患者(回復者)の人権..... | 59 |
| 9 刑を終えて出所した人の人権..... | 61 |
| 10 犯罪被害者の人権..... | 63 |
| 11 インターネットを悪用した人権侵害..... | 64 |
| 12 北朝鮮当局による人権侵害問題..... | 66 |
| 13 ホームレスの人の人権..... | 67 |
| 14 性的マイノリティ(少数者)の人権..... | 69 |
| 15 労働者をめぐる人権..... | 72 |

| | |
|---------------------------|----|
| 16 当事者の家族の人権..... | 74 |
| 17 様々な人権問題 | 75 |
| 第6章 計画の推進 | 76 |
| 1. 推進体制 | 76 |
| (1) 人権行政を担う職員の養成..... | 76 |
| (2) 庁内体制の整備 | 76 |
| (4) 各種団体との協働・連携 | 76 |
| (5) 行政機関との連携 | 76 |
| (6) 人権尊重のまちづくり審議会 | 76 |
| 2. 進行管理 | 77 |
| (1) PDCAサイクルによる進行管理 | 77 |
| (2) 3つの評価 | 77 |

岸和田市人権施策推進プラン(たたき台)

第1章 人権施策推進プラン策定にあたって

1. 人権施策推進プラン策定の背景

(1) 国際的な人権保障の取組

国際連合は、昭和23(1948)年の第3回総会で、差別撤廃と人権確立こそが恒久平和を築く道であるとして、はじめて人権を国際的な問題ととらえ、人権保障の目標や基準を国際的にうたった「世界人権宣言」を採択しました。昭和25(1950)年の第5回総会では、12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。我が国では12月4日から世界人権宣言が採択された10日までの1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動が行われています。

その後、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるために採択された「国際人権規約」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」(昭和40(1965)年)、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」(昭和54(1979)年)、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(平成元(1989)年)が国連総会において採択されるなど、様々な国際人権条約が生まれ、人権を守るための国際的な枠組みが整えられるようになりました。

平成27(2015)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とそれに含まれる「持続可能な開発目標(SDGs)」は、人権尊重の考え方が基盤となっています。このSDGsの達成に向けて、世界では様々な取組が進められています。

令和2(2020)年12月には、国連総会で16年連続16回目となる北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮の人権問題に対する非難や拉致問題の解決を求める表現を前年より強め、拉致被害者の即時帰還を要求しました。

平成17(2005)年、国連は世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」を策定するとともに、開発・安全・人権の密接な関連性を踏まえて、国連のすべての活動で人権の視点を強化する考え(「人権の主流化」)を提唱しました。

令和2(2020)年から、第4フェーズ行動計画(2020年～2025年)(令和2年～6年)が進められ、重点領域を「青少年」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くこととされています。

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大は、生命や医療の危機のみならず、瞬間に社会・経済・人権というあらゆる側面に大打撃を与える「人類の危機」に至りました。国連は、この重大な脅威に対して、国際的な指針「COVID-19 ガイダンス」を提言し、「パンデミックとの闘いにおいてすべての人権が尊重され、保護されかつ充足されること、及び、COVID-19 パンデミックへの各国への対応において、人権に関する義務及びコミットメントが全面的に遵守されることを確保する」ことを各国に要請しています。

(2) 国内における人権の取組

我が国においては、昭和 22(1947)年に「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法が施行されました。その後、国際人権規約や人権関連条約などを通じて、国家の枠組みを超えた国際的な人権保障の確立に努めるとともに、様々な人権問題に対応する個別の法律の整備が進められてきました。

平成6(1994)年の国連総会において、平成7(1995)年から平成 16(2004)年までを「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されると、我が国でも人権保障のための積極的な取組が進められました。

平成9(1997)年の「人権擁護施策推進法」の施行により、人権擁護推進審議会が設置され、人権擁護施策のあり方についての議論が進められました。

平成 12(2000)年には、人権教育・啓発に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律を具体化するための「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成 14(2002)年3月に策定されました。計画は、平成 23(2011)年4月に一部変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が人権課題に追加されました。

平成 28(2016)年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。現在、人権侵害の被害者を救済する法律制定には至っておりませんが、人権が尊重され多様性を認め合える社会づくりをめざす取組が進められています。

平成 28(2016)年 6 月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。改正により、児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されることなど、児童の福祉を保障するための理念が明確になりました。

さらに、平成 28(2016)年 12 月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」が施行されました。不登校の児童や生徒に対する教育機会の確保、学齢期に十分義務教育を受けられなかった人々に対する夜間中学校などにおける就学機会の提供など、年齢または国籍に関わりなく能力に応じた教育機会の確保等が総合的に推進されるようになりました。

平成 29 (2017)年には、共生社会の実現に向けた「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が策定され、「心のバリアフリー」「ユニバーサルデザインの街づくり」を推進することとされています。

平成30(2018)年には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が改正され、フィルタリングが促進されることになりました。

平成 31(2019)年4月には、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたものに対する一時金の支給等に関する法律」が公布・施行されました。この法律に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた人に対して、一時金を支払われることになりました。

令和元(2019)年には、アイヌ民族を「先住民族」として初めて法的に位置づけ明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、同年、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」が定められました。

また、令和元(2019)年には、10 年間の時限立法として平成 27(2015)年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が改正・施行されました。

令和 2 年(2020)10 月に企業活動における人権尊重の促進を図るため「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定され、SDGs の達成に寄与することが期待されています。

また、同年12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性に対するあらゆる暴力の根絶や貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重を掲げています。

(3) 大阪府における人権の取組

大阪府では、平成10(1998)年10月に、人権尊重の大切さを示し、人権施策を進める枠組みをつくり、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。また、平成11(1999)年3月、人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進するために、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」が策定されました。

平成13(2001)年3月には、大阪府人権尊重の社会づくり条例の具体化のために、「大阪府人権施策推進基本方針」が策定され、この方針に基づく施策を推進するために平成17(2005)年3月に「大阪府人権教育推進計画」が策定されました。「大阪府人権施策推進基本方針」については、顕在化された新たな人権課題など、社会情勢の変化に対応するため、大阪府の人権施策を総合的に推進するため令和●(202●)年●月に改訂されました。(※現在パ°ブ°コ°中)

平成27(2015)年10月には、差別解消についての理解を深めるための「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定されました。「差別の未然防止」及び「個別事案の適切な解決」を目的としたガイドラインは、令和2(2020)年4月に4度目の改訂がなされました。

近年、人権課題が複雑多様化する中、増加する外国人旅行者や外国人労働者の受入れを見据えた国際都市にふさわしい環境の整備のため、令和元(2019)年10月に、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が一部改正されました。同時に、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が制定され、性的マイノリティ当事者が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓した事実を大阪府が証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の取組も進められています。また同年11月に、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が施行されました。

これらの人権施策の推進にあたって、府民、事業者の責務を明らかにされました。

さらに、犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあい、だれもが安心して暮らすことができる社会の実現をめざして、平成31(2019)年には、「大阪府犯罪被害者等支援条例」が策定されました。

令和7(2025)年大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」はSDGsが達成された姿であり、万博開催都市である大阪はSDGsの実現に貢献していくことが求められています。開催に向け府民や府内企業・団体など、あらゆるステークホルダーがSDGsへの理解を深め、行動につなげるため令和3(2021)年1月に「大阪SDGs行動憲章」が策定されました。

(4) 岸和田市における人権の取組

岸和田市では、昭和 50(1975)年に法務省から「人権モデル地区」の指定を受けたことを契機に、同年の人権週間期間中の 12 月 9 日に「人権擁護都市宣言」を行いました。以降、昭和 55(1980)年に「人間尊重と環境保全」を基本理念とした「岸和田市総合計画」を策定し、人権を大切にする市政の実現に努めてきました。

平成 11(1999)年3月に「岸和田市人権施策基本方針」、平成 14(2002)年4月に「岸和田市人権教育基本方針」を策定しました。

平成 17(2005)年 8 月には「岸和田市自治基本条例」を策定し、「市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること」を基本原則としました。

平成 18(2006)同年 12 月には、「岸和田市人権尊重のまちづくり条例」を施行して以降、平成 18(2006)年 11 月には「岸和田市人権施策推進プラン」を策定し、人権施策の充実に努めてきました。

令和2(2020)年 10 月には、平成 28(2016)年度の人権に関わる3つの法律をはじめとする関係法令との整合を図り、人権をめぐる社会情勢の変化に対応するため、「岸和田市人権施策基本方針」を全面改訂しました。同年 11 月に市民の人権問題に関する意識の現状、傾向及び課題を把握するとともに、本プラン改訂の基礎資料とするため、20 年ぶりとなる「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。

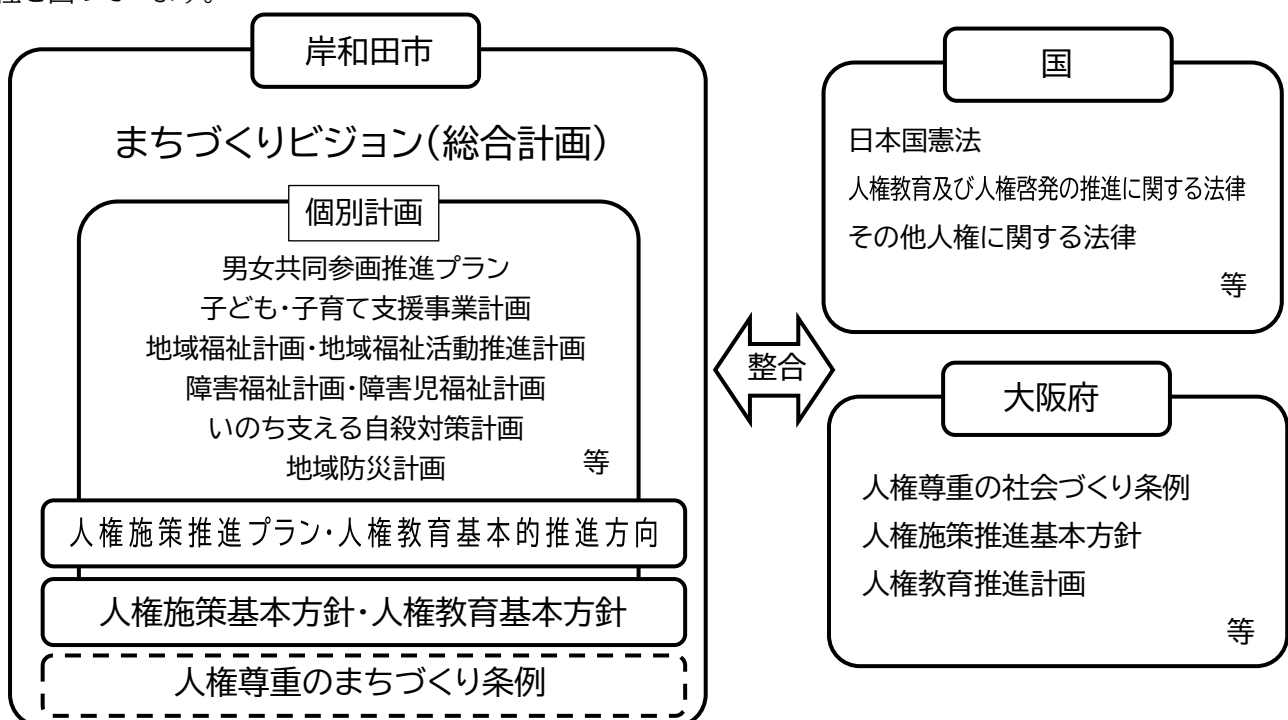
令和3(2021)年4月には、「岸和田市人権教育基本方針」を改訂し、教育分野における人権教育の推進に取り組んでいます。

2. 人権施策推進プランの位置づけ

「岸和田市人権施策推進プラン」は令和2(2020)年 10 月に全面改訂された「岸和田市人権施策基本方針」を具体化し、人権関連施策の総合的な推進を目的に全面改訂するものです。

また、本プランは「岸和田市まちづくりビジョン」(2011~2022 年度)を上位計画とし、本市施策の個別計画の基盤となるもので、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させるための行動計画です。

策定にあたっては、日本国憲法及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、その他の人権関連法、また、大阪府の「人権尊重の社会づくり条例」「人権施策推進基本方針」及び「人権教育推進計画」などとの整合性を図っています。



3. 人権施策推進プランの期間

人権施策推進プランの期間は、令和 4(2022)年度から令和 13(2031)年度までの 10 年とします。

1 期 令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度の 5 年

2 期 令和 9(2027)年度～令和 13(2031)年度の 5 年

※ 1 期の最終年(2026 年)に見直しを行います。

| 第 1 期 人権施策推進プラン | | | | | 第 2 期 人権施策推進プラン | | | | |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|-----------------|----------|----------|----------|----------|
| 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | 令和 12 年度 | 令和 13 年度 |

↑
(プラン見直し)

第2章 人権施策の現状と課題

1. 岸和田市の取組の現状と課題

本市の人権施策の取組状況を把握するため、全課を対象にヒアリングを実施しました。

実施期間:令和2年7月から8月。

(1) 各人権課題に関する取組

① 人権全般

| 課名 | 取組 |
|-------------|--|
| 人事課 | 職員研修の実施 |
| 広報広聴課 | わかりやすい情報発信 |
| | 広報掲載時の各課との協議 |
| 庁舎建設準備課 | ユニバーサルデザインに配慮した庁舎設計、プライバシーに配慮した窓口・相談室設置 |
| IT推進課 | 情報化推進計画の推進 |
| | 情報の管理(宛名管理システムの管理) |
| 各市民センター | 様々な人権問題に関する講座開催 |
| | 市民の活動支援(市民協議会人権関係部会等) |
| 人権・男女共同参画課 | 人権課題に関する施策の推進と人権施策推進プランの進行管理 |
| 危機管理課 | 様々な人に配慮した防災・災害対応(安心できる避難所づくり、福祉避難所の確保、避難行動要支援者支援制度、やさしい日本語による対応) |
| 生活福祉課 | 様々な人に配慮した自立支援 |
| | 住宅確保要配慮者のための居住支援 |
| 産業政策課 | 様々な就労支援 |
| | 事業所での差別解消等の取組の支援 |
| 都市計画課 | 一定規模以上の開発・建築行為等における事業所へのバリアフリー及びユニバーサルデザインに関する指導・助言 |
| 住宅政策課 | 住宅確保要配慮者のための居住支援 |
| 建設指導課 | 国の基準に基づいたバリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した施設整備 |
| 市街地整備課 | 地域を巡回するノンステップのローズバスの運行 |
| | 交通まちづくりアクションプラン(バリアフリー基本構想)によるバリアフリーの推進 |
| 建設管理課 | 放置自転車・原付バイクに関する啓発 |
| 公共建築マネジメント課 | バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進 |
| 産業高等学校 | 人権理解のための授業(デートDVの理解・自尊感情育成や命を大切にする授業などを含む) |
| 学校教育課 | 理解促進のための授業等の取組 |
| 人権教育課 | 人権啓発冊子の作成・活用 |
| | 人権作品展の開催 |
| | 教職員研修・担当者連絡会の実施 |
| 生涯学習課 | 様々な人権問題に関する講座開催 |
| | 市民の活動支援(市民協議会人権関係部会等) |
| 図書館 | 人権問題に沿った図書等情報の設置 |

② 女性の人権

| 課名 | 取組 |
|------------|------------------------------------|
| 全課 | DV被害者からの相談、駆け込みがあった場合の対応の共有 |
| 人事課 | 特定事業主行動計画の推進 |
| 人権・男女共同参画課 | さしわだ男女共同参画推進プランの推進 |
| 市民課 | 住民票等の支援措置 |
| 健康推進課 | 妊婦健康診査費用の助成 |
| 子育て支援課 | 助産施設入所制度 |
| | 母子生活支援事業 |
| 子ども家庭課 | ひとり親家庭等自立支援事業(就労支援・再就職支援、経済的自立支援) |
| 住宅政策課 | DV被害者の入居応募要件の緩和 |
| 産業高等学校 | 生徒・教員対象のデートDVやジェンダーフリーに関する授業・研修の実施 |
| 消防本部 | DVが疑われる人の対応と連携 |

③ 子どもの人権

| 課名 | 取組 |
|----------|--|
| 全課 | 虐待被害の可能性のある子どもを発見した場合の対応の共有 |
| 市民課 | 無戸籍の子どもの支援 |
| 生活福祉課 | 困窮者世帯への高校進学を目的とした学習支援(中3生対象、被保護世帯児・児童扶養手当満額受給世帯児) |
| 健康推進課 | 家庭児童相談との連携 |
| | 乳幼児健康診査 |
| | ママにっこり相談 |
| | こんにちは赤ちゃん訪問(民生委員児童委員との連携) |
| | 「あゆみファイル」の取組(配慮の必要な児童・生徒の申し送り) |
| | 子どもの発達相談 |
| | 子育て世代包括支援センターによる子育て支援(産科との連携、市外の病院との連携) |
| 子育て支援課 | 子ども・子育て支援事業計画に基づく事業 |
| 子ども家庭課 | 子ども家庭総合支援拠点機能(子ども家庭相談、児童虐待防止・早期発見) |
| 子育て施設課 | 子育て支援センター事業の推進 |
| 教育総務部総務課 | 就学奨励制度 |
| | DV及び虐待の際の転校手続きによる連携 |
| 産業高等学校 | 性別にとらわれない職業選択の指導 |
| 学校教育課 | 取組全般 例)児童生徒・保護者対象の情報モラル教育、スクールロイヤー相談会、体罰防止、無戸籍児童の対応、長期欠席児童の対応、放課後学習支援事業「まなびサポート」、スクールカウンセラー設置、教育相談室、適応指導教室(エスパル)、各種相談事業、岸和田市教育フォーラム、いじめ問題対策連絡協議会等 |
| 人権教育課 | 自尊感情や人権感覚を育む仲間づくりと集団づくりの推進 |
| | 人権問題の解決に向けた学習の充実 |
| | 子どもの権利が守られる環境づくり |
| | 虐待防止担当者連絡会、虐待防止事例研修会の実施 |
| 消防本部 | 被虐待が疑われる人の対応と連携 |

④ 高齢者の人権

| 課名 | 取組 |
|------------|---|
| 全課 | 虐待被害の可能性のある高齢者や認知症が疑われる人を発見した場合の対応の共有 |
| 市民課 | 高齢者の生きがいづくり(シルバー人材センターの活用) |
| 人権・男女共同参画課 | 高齢者の生きがいづくり(シルバー人材センターの活用) |
| 危機管理課 | 高齢者の生きがいづくり(シルバー人材センターの活用) |
| 福祉政策課 | 地域福祉計画・地域福祉活動推進計画に基づく事業、その他事業 例)高齢者虐待防止、相談支援体制の充実、成年後見制度、高齢者の人権に関する啓発、認知症サポーター養成、避難行動要支援者支援制度、シルバー人材センターへの支援、関係団体の活動支援、住宅確保要配慮者のための居住支援等 |
| 介護保険課 | 避難行動要支援者支援制度 |
| 子育て支援課 | 高齢者の生きがいづくり(シルバー人材センターの活用) |
| 建設指導課 | 高齢者の生きがいづくり(シルバー人材センターの活用) |
| 建設管理課 | 高齢者の生きがいづくり(シルバー人材センターの活用) |
| 教育総務部総務課 | 高齢者の生きがいづくり(シルバー人材センターの活用) |
| 学校教育課 | 高齢者とのふれあいの機会づくり |
| 人権教育課 | 福祉教育の推進 |
| 生涯学習課 | 高齢者の生きがいづくり(シルバー人材センターの活用) |
| 選挙管理委員会 | 高齢者の生きがいづくり(シルバー人材センターの活用) |
| 消防本部 | 被虐待が疑われる人の対応と連携 |

⑤ 障害のある人の人権

| 課名 | 取組 |
|------------|--|
| 全課 | 被虐待の可能性のある障害者を発見した場合の対応の共有 |
| | 障害者差別解消法に関連する職員対応要領の遵守 |
| 広報広聴課 | 広報きしわだの音声版「声の広報」や「点字広報」の作成 |
| 人事課 | 職員による障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談、通報の対応 |
| | 障害者活躍推進計画の策定 |
| 人権・男女共同参画課 | 職員による障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談・通報の対応 |
| | 障害を理由とする差別についての相談実施及び「障害者差別解消支援地域協議会」の運営 |
| | 障害者差別に関する市民セミナーの実施 |
| 障害者支援課 | 障害福祉計画・障害者計画に基づく事業 |
| | 障害者虐待の防止(相談支援体制の充実) |
| | 職員による障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談・通報の対応 |
| | 障害を理由とする差別についての相談実施及び「障害者差別解消支援地域協議会」の運営 |
| | 障害者差別に関する市民セミナーの実施 |
| | 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 |
| | 就労をめざす障害のある人の実習受け入れの推進 |
| | 手話通訳者等の派遣 |
| | 避難行動要支援者支援制度 |
| | 住宅確保要配慮者のための居住支援 |
| 関係団体の活動支援 | |

| | |
|-----------|------------------------------------|
| 子育て支援課 | 障害児通所支援・児童発達支援 |
| 医療マネジメント課 | 手話通訳者の設置 |
| 上下水道局総務課 | 障害者活躍推進計画の推進 |
| 市議会事務局総務課 | 「議会だより」の音声版・点字版の作成 |
| | 障害がある人の議会傍聴時の配慮 |
| | 障害者活躍推進計画の推進 |
| 教育総務部総務課 | 障がい者活躍推進計画の推進 |
| | 職員による障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談・通報の対応 |
| 人権教育課 | 障がい理解教育の推進(アイマスク・車いす体験、当事者による講演等) |
| | 教職員研修の実施 |
| | 授業のユニバーサルデザイン化の推進 |
| | 丁寧な就学支援・就学相談の実施 |
| | 介助員・特別支援教育支援員の配置 |
| | 個別の教育支援計画「あゆみファイル」の活用促進 |
| | 支援相談の充実 |
| 図書館 | 対面朗読、点字・録音図書、宅配などの実施 |
| | 拡大読書器・デイジー再生機の設置 |
| 選挙管理委員会 | 障害者活躍推進計画の推進 |
| 監査事務局 | 障害者活躍推進計画の推進 |
| 消防本部 | 障害者活躍推進計画の推進 |
| | 「NET119」(聴覚や発話に障害のある人の緊急通報システム)の導入 |

⑥ 被差別部落(同和地区)出身者の人権

| 課名 | 取組 |
|-------|---------------------------|
| 全課 | 同和地区に関する照会や、えせ同和行為への対応の共有 |
| 人事課 | 公正な採用選考 |
| 市民課 | 本人通知制度 |
| 人権教育課 | 同和问题教育の実践 |

⑦ 地域で暮らす外国籍の人の人権

| 課名 | 取組 |
|-----------|---|
| 広報広聴課 | ホームページの翻訳機能による外国人への情報提供(Google翻訳対象言語) |
| 人事課 | 公正な採用選考 |
| 文化国際課 | 国際理解(多文化共生)のための取組 |
| | 関係団体の活動支援 |
| 医療マネジメント課 | やさしい日本語対応(書類・掲示物) |
| 産業高等学校 | 国際理解(多文化共生)、サウスサンフランシスコ・漢江メディア高校(韓国)の生徒との交流 |
| 人権教育課 | 日本語指導が必要な児童生徒への補助員等の派遣 |
| 消防本部 | 119番通報に係る多言語電話通訳業務委託 |

⑧ HIV や様々なウイルスの感染者の人権

| 課名 | 取組 |
|-------|-------------------------------|
| 学校教育課 | 様々な感染症と人権に関する授業や HIV 理解のための授業 |

⑩ 刑を終えて出所した人の人権

| 課名 | 取組 |
|--------|---------------------------|
| 福祉政策課 | 更生保護サポートセンターの支援 |
| | 地域生活定着支援 |
| | 犯罪や触法行為等への関与防止(相談支援体制の充実) |
| 障害者支援課 | 地域生活定着支援 |
| | 犯罪や触法行為等への関与防止(相談支援体制の充実) |
| 生涯学習課 | 社会を明るくする運動 |

⑫ インターネットを悪用した人権侵害

| 課名 | 取組 |
|-------|-------------|
| 学校教育課 | メディアリテラシー教育 |

⑮ 性的マイノリティ(少数者)の人権

| 課名 | 取組 |
|--------|--------------------------------|
| 人事課 | 人事関係書類の性別欄見直し |
| 住宅政策課 | 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度に基づく入居応募要件の緩和 |
| 学校教育課 | 男女共生教育 |
| 人権教育課 | 男女共生教育担当者会、セクハラ相談窓口担当者会の実施 |
| | 男女共生教育リーフレットの作成・配付(小1、小5、中2対象) |
| 産業高等学校 | 相談室の設置 |

⑯ 労働者をめぐる人権

| 課名 | 取組 |
|--------|----------------|
| 人事課 | 健康管理 |
| | 各種ハラスメントの予防と対応 |
| 産業政策課 | 労働相談 |
| | ハラスメントの予防啓発 |
| | 雇用と就労に関する啓発 |
| 産業高等学校 | 就労する生徒の相談支援 |

⑰ 当事者の家族の人権

| 課名 | 取組 |
|--------|---|
| 福祉政策課 | 認知症の人を支える家族のつどいの開催 |
| | 徊高齢者等見守りネットワークによる連携支援 |
| | 家族が抱える介護負担に起因する虐待の防止(相談支援体制の充実) |
| 障害者支援課 | 家族が抱える介護負担に起因する虐待の防止(相談支援体制の充実) |
| | 障害福祉計画・障害者計画に基づく事業 |
| 介護保険課 | 在宅緩和ケア支援助成金(40歳未満の末期がん患者で介護保険サービスを利用できない患者の家族の支援) |
| 子育て支援課 | きしわだファミリーサポートセンター |
| 学校教育課 | スクールカウンセラーの設置による保護者の相談支援 |
| 人権教育課 | スクールソーシャルワーカーの設置による保護者の相談支援 |
| 産業高等学校 | スクールカウンセラーの設置による保護者の相談支援 |

⑱ 自死に関すること

| 課名 | 取組 |
|-------|-----------------|
| 健康推進課 | いのち支える自殺対策計画の推進 |
| | 自死予防のために相談会を実施 |
| | 自死予防啓発 |

(2)施設管理上の対応

| 課名 | 共通認識事項 |
|-------|--|
| 施設所管課 | 差別落書きの対応方法 |
| | 敷地内でヘイトスピーチが行われた際の対応方針の共有 |
| | 避難所運営時の配慮 ①避難所運営マニュアルによる対応、②避難行動要支援者の支援 ③新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組 |

(3)すべての課に共通した課題

| 課名 | 課題 |
|----|--|
| 全課 | 人権全般 |
| | ①すべての人に対する暴力や虐待など、人権侵害が疑われる事案における庁内における協働及び連携 |
| | ②「やさしい日本語」対応など、日本語がわからない人をはじめ、すべての人にわかりやすい情報提供や対応の実施 |
| | ③人権に配慮した施策推進のための職員研修への参加 |
| | ④個人情報取扱いへの意識向上(市民対応、書類等の扱い方、プライバシー保護) |

2. 「人権問題に関する市民意識調査」結果から見た課題

(1) 調査の概要

① 調査目的

市民の人権問題に関する意識の現状、傾向及び課題を把握するとともに、「岸和田市人権施策推進プラン」(平成19年12月改訂)の改訂のための基礎資料とする目的で実施しました。

② 調査の実施について

| | |
|------|--|
| 対象者 | 岸和田市在住の18歳以上の市民 3,000人 ※令和2年10月23日現在 ※無作為抽出による |
| 実施期間 | 令和2年11月5日(木)～令和2年11月25日(水) |
| 実施方法 | 郵送配付、郵送回収 |
| 回収状況 | 有効回収数 1,263 件 有効回答率 42.1% |

(2) 調査結果と課題

人権問題とは、私たちみんなの問題です。

今回の調査で、「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」という意見に対して、それを否定する回答が 87.9%となっており、「差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」という意見に対しては、それを肯定する回答が 88.8%と多数を占めています。

これらの点をはじめ、市民の人権意識の高さをうかがわせる回答が少なくなかったのですが、その一方で、人権についての適切な理解がなされているとは言えない状況もみられ、次のような課題が明らかになりました。

① 若い人たちの人権意識

- 「葬儀の際の「清め塩」は必要だ」(問2①)、「運気をよくするために、占いや方角は参考にするほうがいい」(問2③)、「結婚相手を決める時は、本人本位でなく、やはり家のことを考えて決めたほうがよい」(問2④)といった、しきたりや因習にこだわるような考え方に対して肯定する回答が多く上がったのが 30 歳代未満、30 歳代と、若年層で目立つ結果になりました。
- 「障害があることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」(問5①)、「災害などの緊急時に、障害のある人の対応があとまわしになるのは問題だ」(問5③)について、問題だとは思わない回答者が、30 歳代未満と 30 歳代で目立ち、同様に「企業には障害者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない」(問5②)という意見に対して肯定する回答が多かったのが 30 歳代未満でした。
- 「障害のある人が結婚したり、子どもを育てることに周囲が反対するのは問題だ」(問5⑤)といった意見に対して「そう思わない」、「障害者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ」(問5⑧)について、「そう思う」と答えた人が多かったのは 30 歳代でした。
- 住まいを選ぶときの考え方に関する項目(問 18)で、「避けると思う」という回答が最も多かった年齢を物件別にみると、「高齢者施設がある」30 歳代未満、「精神科の病院がある」30 歳代と 40 歳代、「障害者施設がある」30 歳代、「外国籍の住民が多く住んでいる」30 歳代と 40 歳代、「低所得者など、生活に

困難な人が多く住んでいる」30 歳代未満と 30 歳代、「同和地区がある」40 歳代、「同和地区の地域内である」40 歳代、というように、「避けると思う」という回答は、30 歳代未満、30 歳代、40 歳代で目立つ結果となりました。

今回の調査では、若い年齢層で、しきたりや因習を肯定したり、障害のある人の人権を軽視するかのよ
うな回答が多く見られました。他にも「いじめ問題は、いじめを受ける子どもにも原因がある」(問19④)と
いう意見を肯定する回答が若い人で多く見られたりと、人権問題を社会の問題として見るのではなく、本
人の責任であるかのような見方をする回答が目立ちました。若い人たちに対する啓発に加え、人権教育の
課題を明らかにする必要性を強く示唆する結果となりました。

単位：%

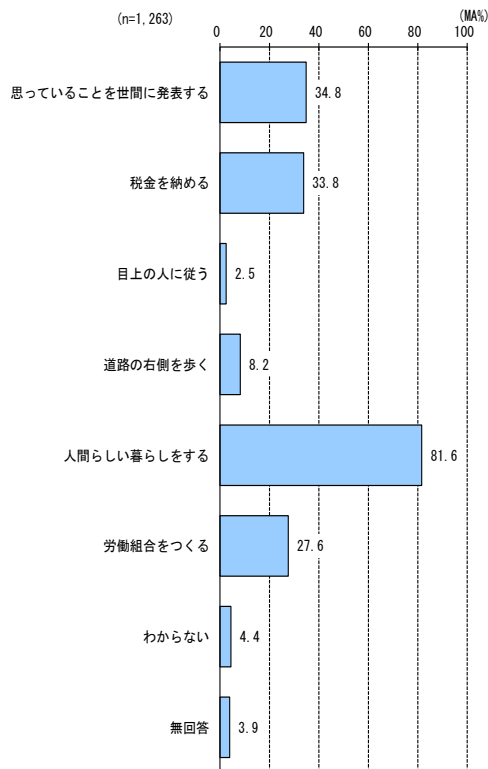
| | | 母数 (n) | ④いじめ問題は、いじめを受ける子どもにも原因がある | | | | |
|--------|--------|-----------|---------------------------|--|---|----------------------------|-------------|
| | | | そう 思う | ど ち ら か と い え ば そ う 思 う | あ ま り そ う 思 わ な い | そ う 思 わ な い | 無 回 答 |
| 全体 | | 1,263 | 5.8 | 28.3 | 34.5 | 27.6 | 3.8 |
| 性 別 | 男 | 548 | 6.6 | 30.3 | 32.5 | 28.3 | 2.4 |
| | 女 | 672 | 5.4 | 27.2 | 36.5 | 27.2 | 3.7 |
| 年 齢 | 30歳代未満 | 126 | 14.3 | 34.9 | 21.4 | 27.8 | 1.6 |
| | 30歳代 | 115 | 3.5 | 36.5 | 40.0 | 19.1 | 0.9 |
| | 40歳代 | 207 | 6.8 | 34.8 | 33.8 | 24.2 | 0.5 |
| | 50歳代 | 237 | 3.4 | 25.7 | 43.0 | 27.0 | 0.8 |
| | 60歳代 | 265 | 4.5 | 26.0 | 35.5 | 31.3 | 2.6 |
| | 70歳代以上 | 278 | 6.1 | 21.6 | 32.4 | 30.9 | 9.0 |

② 権利理解と人権意識

- 憲法によって、義務ではなく、国民の権利として決められている事項に関する設問(問1)では、最も多くあ
がったのが「人間らしい暮らしをする」(25 条・生存権)で 81.6%、「思っていることを世間に発表する」
(21 条・表現の自由)で 34.8%と続きますが、権利ではなく、義務である「税金を納める」(30 条・納税の
義務)が 33.8%と、権利である「労働組合をつくる」(28 条・団結権)(27.6%)よりも多い結果となりま
した。
- 「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」の3つのみを選択した
「完全正解者」は 14.5%で、年齢別では年齢が若くなるほど、その割合は高くなりましたが、最も高い 30
歳代未満でも 20%に満たない結果となりました。憲法における国民の権利に対する市民の理解は、決し
て高いとはいえません。

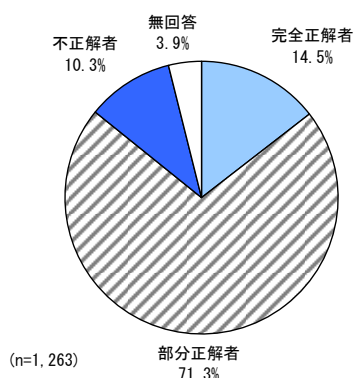
問1について、完全正解者、部分正解者、不正解者の3つに分けて、それぞれ人権にかかわる意見に対
する回答結果を見ると、完全正解者は人権意識が高いという傾向が読み取れました。

今回の調査結果で、憲法における権利理解と人権意識の高さとの強い相関関係が明らかになりまし
た。今後の人権教育・啓発においては、憲法の基本的人権の学習が大きな課題といえます。



単位：%

| | 母数 (n) | 国民の権利 (MA) | | | | | | | |
|--------|--------|---------------------|--------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|---|--------------------------------------|-----------------------|
| | | 世間 に 発表 する | 思 っ て い る こ と を | 税 金 を 納 め る | 目 上 の 人 に 従 う | 道 路 の 右 側 を 歩 く | 人 間 ら し い 暮 ら し を す る | 労 働 組 合 を つ く る | わ か ら な い |
| 全体 | 1,263 | 34.8 | 33.8 | 2.5 | 8.2 | 81.6 | 27.6 | 4.4 | 3.9 |
| 性別 | | | | | | | | | |
| 男 | 548 | 36.7 | 33.2 | 2.6 | 5.7 | 83.2 | 29.6 | 4.6 | 3.5 |
| 女 | 672 | 34.4 | 33.0 | 2.5 | 9.5 | 81.1 | 27.1 | 4.5 | 3.6 |
| 年齢 | | | | | | | | | |
| 30歳代未満 | 126 | 45.2 | 17.5 | 4.8 | 3.2 | 69.0 | 34.9 | 8.7 | 9.5 |
| 30歳代 | 115 | 40.9 | 24.3 | 4.3 | 4.3 | 77.4 | 33.9 | 10.4 | 3.5 |
| 40歳代 | 207 | 34.8 | 24.2 | 1.0 | 2.9 | 81.6 | 27.5 | 4.8 | 2.4 |
| 50歳代 | 237 | 34.2 | 30.4 | 0.4 | 3.8 | 86.1 | 27.4 | 3.4 | 3.0 |
| 60歳代 | 265 | 34.3 | 38.1 | 3.4 | 7.5 | 86.8 | 27.5 | 1.1 | 1.9 |
| 70歳代以上 | 278 | 29.9 | 49.6 | 2.9 | 18.7 | 82.0 | 23.7 | 4.0 | 3.6 |



単位：%

| | 母数 (n) | 国民の権利の正解結果 | | | |
|--------|--------|-----------------------|-----------------------|------------------|-------------|
| | | 完 全 正 解 者 | 部 分 正 解 者 | 不 正 解 者 | 無 回 答 |
| 全体 | 1,263 | 14.5 | 71.3 | 10.3 | 3.9 |
| 性別 | | | | | |
| 男 | 548 | 15.0 | 72.3 | 9.3 | 3.5 |
| 女 | 672 | 14.9 | 70.2 | 11.3 | 3.6 |
| 年齢 | | | | | |
| 30歳代未満 | 126 | 19.8 | 59.5 | 11.1 | 9.5 |
| 30歳代 | 115 | 17.4 | 65.2 | 13.9 | 3.5 |
| 40歳代 | 207 | 15.9 | 71.0 | 10.6 | 2.4 |
| 50歳代 | 237 | 17.3 | 70.0 | 9.7 | 3.0 |
| 60歳代 | 265 | 12.8 | 77.7 | 7.5 | 1.9 |
| 70歳代以上 | 278 | 10.4 | 74.1 | 11.9 | 3.6 |

③ 当事者自身の人権意識

- 障害のある人について、回答者を「自分自身がそうである」、「家族がそうである」、「親しい友人にいる」、「知人にいる」、「知人にいない」の5つに区別し、各質問項目とのクロス集計を行いました。
- 「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」(問3⑩)、「社会福祉を含め、行政が実施する様々な支援策に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」(問3⑫)という意見に対して、「そう思う」は「自分自身がそうである」と回答した人が最も多い結果となりました。
- 「企業には障害者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない」(問5②)という意見に対して「そう思わない」と回答した割合と「障害のある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得られないのは問題だ」(問5⑦)という意見に対して「そう思う」と回答した割合は「家族にいる」や「親しい友人にいる」よりも「自分自身がそうである」のほうがいずれも低くなっています。

- 「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」(問3⑩)、「社会福祉を含め、行政が実施する様々な支援策に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」(問3⑪) という意見を肯定する回答が多かったのが、70歳代以上で、全体の回答割合を大きく上回る結果となりました。

今回の調査結果から、障害のある人や高齢者自身が自分の権利の行使を抑制する傾向がうかがわれました。「遠慮しながら生きざるを得ない」という障害者や高齢者の意識のありようをもたらしている社会の問題について考えていく必要があります。

| | | 母数 (n) | ⑩介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない | | | | 無回答 |
|----|--------|-----------|---|--------------|----------------|--------|-----|
| | | | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | |
| 全体 | | 1,263 | 9.6 | 23.4 | 36.7 | 28.2 | 2.1 |
| 性別 | 男 | 548 | 13.5 | 23.7 | 34.7 | 26.1 | 2.0 |
| | 女 | 672 | 6.0 | 23.4 | 39.1 | 30.1 | 1.5 |
| 年齢 | 30歳代未満 | 126 | 8.7 | 20.6 | 38.1 | 32.5 | - |
| | 30歳代 | 115 | 7.0 | 18.3 | 47.8 | 24.3 | 2.6 |
| | 40歳代 | 207 | 6.8 | 22.2 | 40.1 | 30.4 | 0.5 |
| | 50歳代 | 237 | 5.9 | 22.4 | 35.9 | 34.2 | 1.7 |
| | 60歳代 | 265 | 6.0 | 25.3 | 41.5 | 25.7 | 1.5 |
| | 70歳代以上 | 278 | 18.0 | 25.9 | 29.5 | 23.4 | 3.2 |
| | | 母数 (n) | ⑪社会福祉を含め、行政が実施する様々な支援策に頼るより、個人がもっと努力する必要がある | | | | 無回答 |
| | | | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | |
| 全体 | | 1,263 | 11.3 | 37.2 | 33.6 | 15.4 | 2.5 |
| 性別 | 男 | 548 | 15.1 | 38.7 | 31.6 | 13.0 | 1.6 |
| | 女 | 672 | 8.2 | 36.3 | 36.3 | 16.8 | 2.4 |
| 年齢 | 30歳代未満 | 126 | 17.5 | 31.7 | 31.7 | 19.0 | - |
| | 30歳代 | 115 | 6.1 | 40.9 | 40.9 | 10.4 | 1.7 |
| | 40歳代 | 207 | 9.2 | 40.6 | 33.3 | 15.9 | 1.0 |
| | 50歳代 | 237 | 6.8 | 33.8 | 38.4 | 19.4 | 1.7 |
| | 60歳代 | 265 | 7.9 | 40.8 | 35.1 | 14.0 | 2.3 |
| | 70歳代以上 | 278 | 19.4 | 36.0 | 28.4 | 12.2 | 4.0 |

④ 性的マイノリティとの接触程度と人権意識

- 性的マイノリティについて、回答者を「親しい友人などにいる」、「知人にいない」、「知人にいる」の3つに区分し、いくつかの質問項目とのクロス集計を行いました。
- 「知人にいない」よりも「知人にいる」のほうが、そして、「知人にいる」よりも「親しい友人などにいる」のほうが、性的マイノリティの人権を擁護する回答が多く、性的マイノリティを忌避する意識も薄いことがわかりました。また、3つの区分それぞれの間に見られる回答割合の差は大きく、性的マイノリティに関しては、接触程度と人権意識の高さが強く相関していることがわかりました。
- 「男性同性愛者には女性的な人が多い」(問 14⑥)、「女性同性愛者には男性的な人が多い」(問 14⑦)、「性同一性障害のために戸籍の性別変更を望む人は、同性愛者である」(問 14⑧)といった性的マイノリティに対する誤解に関する質問項目と「自分の身内に同性愛者はいてほしくない」(問 14⑨)という意見への回答結果をクロスすると、同性愛者のことをよく理解している人ほど忌避意識が低いという結果が見られました。

今回の調査結果で、性的マイノリティとの接触程度が高いほど、性的マイノリティへの理解が高く、その人権を擁護しようとする姿勢が鮮明にみられました。この接触程度と人権意識の高さとの相関性については、同和地区出身者やニューカマーの外国人、在日韓国・朝鮮人についても、いくつかの設問で同

様の傾向がみられました。

マイノリティについて正しく理解する、誤解や偏見を解いていく、あるいは誤解や偏見を批判する力をつけるといった教育や啓発が大切であるということが明らかになりました。

単位：%

| | | 母数 (n) | 問14 ①同性同士の結婚も認められるのは当然だ | | | | |
|--------------------------------------|---------------------|-----------|-------------------------|--------------|-----------|--------|-----|
| | | | そう思う | どちらかといえばそう思う | あまりそう思わない | そう思わない | 無回答 |
| 全体 | | 1,263 | 25.2 | 36.3 | 20.5 | 13.1 | 4.9 |
| 問4 ⑤性的 マイノ リティ (少数 者) | 自分自身がそうである | 5 | 100.0 | - | - | - | - |
| | 家族がそうである | 2 | - | 50.0 | - | 50.0 | - |
| | 親しい友人にいる | 31 | 64.5 | 25.8 | 3.2 | 6.5 | - |
| | 知人にいる | 111 | 42.3 | 41.4 | 12.6 | 3.6 | - |
| | 出会ったことはあるが関わったことがない | 238 | 29.8 | 38.7 | 16.0 | 11.8 | 3.8 |
| | 出会ったことがない | 811 | 21.1 | 37.0 | 23.8 | 14.2 | 3.9 |

単位：%

| | | 母数 (n) | 問14 ③もし、自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる | | | | |
|--------------------------------------|---------------------|-----------|--|--------------|-----------|--------|-----|
| | | | そう思う | どちらかといえばそう思う | あまりそう思わない | そう思わない | 無回答 |
| 全体 | | 1,263 | 35.7 | 40.2 | 13.2 | 5.4 | 5.5 |
| 問4 ⑤性的 マイノ リティ (少数 者) | 自分自身がそうである | 5 | 60.0 | 20.0 | 20.0 | - | - |
| | 家族がそうである | 2 | 100.0 | - | - | - | - |
| | 親しい友人にいる | 31 | 77.4 | 19.4 | - | 3.2 | - |
| | 知人にいる | 111 | 69.4 | 22.5 | 5.4 | 1.8 | 0.9 |
| | 出会ったことはあるが関わったことがない | 238 | 40.3 | 41.6 | 10.5 | 5.0 | 2.5 |
| | 出会ったことがない | 811 | 29.1 | 44.3 | 15.9 | 5.8 | 4.9 |

詳しくは「岸和田市人権問題に関する市民意識調査 報告書」を参照してください。

https://www.city.kishiwada.osaka.jp/uploaded/life/143605_264992_misc.pdf



3. 人権尊重のまちづくりに関するアンケートから見た課題

本市の人権課題を把握するため、市民協議会(20 地区)及び岸和田市で活動する 37 団体を対象に「人権尊重のまちづくりに関するアンケート」を実施しました。

① 市民協議会アンケート(P.●参照)

調査期間 令和3年3月 28 日～令和3年5月 28 日

調査対象 20 地区 回答数 17 地区(回答率 85.0%)

② 市民団体アンケート(P.●参照)

調査期間 令和3年6月 25 日～令和3年9月 10 日

回答数 33 団体/37 団体 (回答率 89.2%)

(1) 市民協議会アンケート調査結果

I 地域の防災活動について

企画段階からの参加状況は「高齢者」が 12 地区(70.6%)に対し、「女性」は 10 地区(58.8%)、「障害者」は2地区(11.8%)、「外国人」は1地区(5.9%)でした。

「避難訓練や防災講座等の当日」では「女性」「高齢者」は共に 13 地区(76.5%)、「子ども」は9地区(52.9%)ですが、「障害者」は6地区(35.3%)、「外国人」は2地区(11.8%)でした。

《地域防災活動への参加状況》

| | 企画段階 | | | | 避難訓練や防災講座等の当日 | | | |
|-----|-------------|-------------|------------|--------------|---------------|-------------|------------|--------------|
| | 参加 | 不参加 | 無回答 | 計 | 参加 | 不参加 | 無回答 | 計 |
| 女性 | 10 58.8% | 5 29.4% | 2 11.8% | 17 100.0% | 13 76.5% | 2 11.8% | 2 11.8% | 17 100.0% |
| 高齢者 | 12 70.6% | 3 17.6% | 2 11.8% | 17 100.0% | 13 76.5% | 2 11.8% | 2 11.8% | 17 100.0% |
| 障害者 | 2 11.8% | 11 64.7% | 4 23.5% | 17 100.0% | 6 35.3% | 7 41.2% | 4 23.5% | 17 100.0% |
| 外国人 | 1 5.9% | 12 70.6% | 4 23.5% | 17 100.0% | 2 11.8% | 11 64.7% | 4 23.5% | 17 100.0% |
| 子ども | | | | | 9 52.9% | 5 29.4% | 3 17.6% | 17 100.0% |

企画段階への参加が進まない理由では、「障害者」「外国人」は共に「案内していない」が9地区(52.9%)でした。

《企画段階への参加が進まない理由》

| | 役員が兼任している | 依頼しても断られる | 案内していない | その他 | 無回答 | 計 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| 女性 | 5 29.4% | 2 11.8% | 1 5.9% | 2 11.8% | 7 41.2% | 17 100.0% |
| 高齢者 | 6 35.3% | 1 5.9% | 0 0.0% | 2 11.8% | 8 47.1% | 17 100.0% |
| 障害者 | 1 5.9% | 0 0.0% | 9 52.9% | 2 11.8% | 5 29.4% | 17 100.0% |
| 外国人 | 1 5.9% | 0 0.0% | 9 52.9% | 3 17.6% | 4 23.5% | 17 100.0% |

地域防災活動への障害者や外国人の関わり方について、課題があることがわかりました。

様々な人が地域活動に参画できるように、各地区市民協議会が工夫していることについて以下のような回答がありました。

《様々な人が地域活動に参画できるように、工夫していること》

- 各町で市民協議会の活動に参加できる人の名簿を町公認の団体を中心に提出してもらっている。
- 高齢者の参加を増やすため、老人会及び民生委員・児童委員には積極的に参加してもらっている。
- 各町から委員を選出してもらっているため、一部に偏ることなく参画してもらっている。
- 市民協議会の活動を活用して、小学校・中学校の先生・生徒・町会未加入者・各町会・各団体に参加要請を出している。各町内会にチラシを全戸配布している。
- 地区運動会を開催し、子ども会から老人会まで参加できるプログラムを考え、年1回開催している。毎年約1,000人の参加者がある。
- 家族ぐるみでも参加をお願いし、地区運動会で子どもから老人会まで参加できるプログラムを考える等、高齢者や子どもを含めた幅広い世代が参加しやすい工夫をしている。
- 各町会館等の無料開放。
- チラシ等の配布や回覧板、掲示板への掲示にて活動・行事等の参加を呼び掛けている。
- 町会未加入者に対して、町内放送や、小・中学校等を通して案内を送付している。
- 女性、高齢者、障害者、外国人を問わずすべての住民の方に参加の案内を出し参加しやすい雰囲気づくりを行っている。
- 町内のすべての団体で2～3人が防災会の役員として入っている。祭礼団体はもちろんのこと、老人クラブ、小地域ネットワーク、婦人会等も入っている。

地域の様々な人の意見を反映していくためには、様々な環境づくりや人員不足、無関心層や町会未加入者、引きこもりがちな人への働きかけなど、様々な課題が指摘されました。

《地域の様々な人の意見を反映するための課題》

◆ 運営に関すること ◆

- 個人情報等の問題があるのか、細かい情報がなかなか伝わってこない部分があると思います。問題を抱えている人同士が集まって意見交換できる場所づくりが必要だと思います。
- 声を集約する活動よりも、その声をどのように改善していくか、案が作れる環境と実行していくことができる環境が必要。
- 私には関係ない、ほっといてという意見があります。認識が薄い人が多い。
- 若年層や女性の参加が少ない他、独居世帯や高齢者世帯の増加に伴い、町会等への参加が少なくなっており、意見の取入れが難しくなっている。
- 年に2～3回は各校区合同の意見交換会などで、他の地区の取り組みを受け入れる。
- 回覧板だけでは周知が不十分。
- 個人情報保護法があるので難しい面がある。町会役員、班長を通じて意見を頂く。
- 意見をまとめるリーダーがいない。

◆ 防災に関すること ◆

- 防災問題について必要性は感じているが、いつ起こるかわからない先のこととの思いが強く、緊急性や危機感が希薄になり、目の前の行事を優先し、先送りしてしまう。小さなことから繰り返し実行し、日常からできる体制づくりが必要。
- 避難場所が高台や車で行かなければならない距離であることを考えると、高齢者や障害者にとっては問題であると考え

◆ 人権に関すること ◆

- 差別してはいけないと意識はあっても、差別問題を「私には関係がない問題」としては、積極的な意識や行動につながらない。

《大規模災害の発生に備え、高齢者、障害のある人、日本語がわからない人等に対して取り組んでいること》

- 高齢者・障害者は普段の見回り活動を通じて、発災時に迅速に避難・誘導できるように体制を構築済みである。
- コロナで昨年はできなかったが、校区の小中学校も交えての避難訓練を実施している。
- 各町会の隣組、高齢者等及び避難行動要支援者の救助体制の確立をめざす。発災時間帯による各班役割分担の弾力的運用をしている町もある。緊急避難所の場所の認識に努める。
- 各町単位で年1度、家庭訪問を実施し、健康状態等確認している。
- 近年、高齢者のひとり暮らし世帯が増加しており、日ごろより近隣住民と接する機会を増やす努力をしています。（※敬老の日に近隣の子どもたちが高齢者を訪ねてお菓子を配る行事を行っています。）
- 「災害時避難行動要支援者制度」への登録者を増やすため、町会で登録手続きのお手伝いをする日を設けている。
- 市民協防災部会は毎月1回会議を開く等、防災に取り組んでいる。ハザードマップ及び避難先の再確認、避難訓練に取り組んでいますが、若い人が少なく高齢者、独居老人、障害者等の避難行動に課題がある。
- 障害のある人に関しては、各町会長に名簿が配られているが、他は把握できていない。
- 年末の夜警の時に、班ごとに全町民が集まり困りごとなどを気軽に話せるものを作っている。

◆ 課題となっていること ◆

- 日本語を理解できない人々の実態を把握できていない。
- 避難場所等の案内をする掲示板には外国語の案内も必要だと思います。外国語を表記された掲示板を各町会館にも掲示してはどうかと思います。
- 町会加入者は名簿を作成する等把握に努めているが、町会未加入の高齢者、障害のある人、日本語がわからない人などは、町会・地域でも把握が難しい。行政等が橋渡しとなり、そういう人たちと地域を結び付ける仕組みづくりが必要。活動内容が地域全体に周知されておらず、住民の関心が薄く、個人情報保護の観点から情報共有が難しく積極的な協力が得られていない。
- 年配者夫婦の家庭及びひとり暮らしの高齢者が増加している。

II その他の取り組みについて

① -1 子どもに関する取組

- 小学校親子教室
- 子ども会行事や運動会における交流
- 子どもの安全対策(子どもの安全見守り隊、青少年指導員パトロール(青少年指導員協議会)、小中学校体育祭校門見守り)
- 民生委員・児童委員協議会の活動
- 子育てサロン
- 子どもの居場所づくり(放課後子ども教室、子ども食堂)
- 世代間交流(イベント「昔のあそびを楽しもう」、敬老の日の高齢者へのお菓子配り)

①-2 取り組みに関する課題

- 子どもの人数が減り、活動も減っている。
- 見守り等のボランティアの高齢化が進み、後継者が不足している。

② -1 高齢者に関する取組

- 高齢者の見守り活動
- ひとり暮らしの高齢者宅への配食サービス
- 民生委員・児童委員協議会の活動
- 各町会・自治会の福祉委員会の活動
- 敬老のお祝い
- 老人クラブの活動
- 交流の場づくり(いきいき体操、ふれあいサロン、ふれあい会食など)

②-2 取り組みに関する課題

- 参加者が年々減少している。
- 見守り活動など協力員が少ない。
- 校区内の高齢者の状況が把握しきれていない。
- 各町会と地区全体の連携が必要。

③ -1 障害のある人に関する取組

- 各町の見守り活動(民生委員・児童委員協議会の活動)
- 障害のある人たちを行事に招待している。

③-2 取組に関する課題

- 地域の障害者の実態がつかめていない。
- 地域との交流方法がわからない。
- 住民の理解が必要。

④ -1 外国人(日本語がわかりにくい人)に関する取組

- 月 1 回町内の公園清掃時に社宅に住んでおられるベトナムの方が参加して下さり、町民との交流親睦を図っている。

④-2 取組に関する課題

- 各施設の外国語表記

(2) 市民団体アンケート

I 人権が尊重される社会の実現のために、必要だと思う取組

① 市が取り組むこと

【人権意識を高めるために】

「人権意識を高めるために」市が取り組むことについて、「学校における人権教育を充実する」が必要だと回答したのが 22 団体(66.7%)で最も多く、7割を占めていました。

次いで、「様々な人権問題を考えてもらえる記事を広報に掲載する」は 11 団体(33.3%)、「講演会や研修会など、人権を考える機会を定期的開催し、PR する」は9団体(27.3%)の順でした。

また、「就学前から、多様な個性を認めあえる意識づくりを進める」については 8 団体(24.2%)が必要だと回答しています。

人権意識を高めるためには、人権教育・啓発の充実が大切だと考えている団体が多いことが分かりました。

(複数回答)

| | | |
|------------------------------------|----|-------|
| 学校における人権教育を充実する | 22 | 66.7% |
| 様々な人権問題を考えてもらえる記事を広報に掲載する | 11 | 33.3% |
| 講演会や研修会など、人権を考える機会を定期的開催し、PR する | 9 | 27.3% |
| 就学前から、多様な個性を認めあえる意識づくりを進める | 8 | 24.2% |
| 人権に関する冊子やパンフレットを配布する | 6 | 18.2% |
| 市のホームページを使って様々な情報を発信する | 6 | 18.2% |
| 教員の人権研修を充実する | 6 | 18.2% |
| 公務員の人権研修を充実する | 6 | 18.2% |
| 地域団体との協働を強化する | 4 | 12.1% |
| 人権に関する映画やビデオを上映する | 3 | 9.1% |
| 人権に関する作文やポスターなどの発表会を行う | 3 | 9.1% |
| 人権問題に積極的に取り組んでいくような地域のリーダー的人材を養成する | 3 | 9.1% |
| 企業における人権教育を充実する | 2 | 6.1% |
| NPO 団体などとの協働を強化する | 1 | 3.0% |

【人権に関する困りごとを解消するために】

「人権に関する困りごとを解消するため」に市が取り組むことについては、「人権に関する相談機能を充実する」12 団体(36.4%)、「他の地域や団体との情報交換の機会を定期的につくる」9 団体(27.3%)、「地域や各団体の取組を理解するために、定期的に意見交換の機会をつくる」5団体(15.2%)の順でした。

| | | |
|-----------------------------------|----|-------|
| 人権に関する相談機能を充実する | 12 | 36.4% |
| 他の地域や団体との情報交換の機会を定期的につくる | 9 | 27.3% |
| 地域や各団体の取組を理解するために、定期的に意見交換の機会をつくる | 5 | 15.2% |

【自由意見】

- 講演会、研修会をしても本当に来てほしい人が来ない。どのようにすれば関心を持ってもらえるかが課題。
- 「人権問題て何？」と一般的に理解している人はまだまだ少ないと思うので、そこから啓発していくべきと思う。
- コロナ禍でのだんじり曳行ついて、女性の意見、反対する人、無理矢理参加させられている若い子の意見等はほとんど反映されていないように思う。全市民にアンケートを取る等も必要。
- 障害者には情報提供に配慮をお願いします。
- 差別事件や差別事例の解決のための公平中立の機関が市内にはない。障害者差別解消の委員会も年に1回しか開催されておらず、差別事件など放置されている。

② 各団体が取り組むこと

【人権意識を高めるために】

「人権意識を高めるために」に団体が「取り組んでいる」ことでは「人権を考える市民の集いへの参加を関係者に呼びかける」が5団体(15.2%)、「有効と思う」取り組みでは「人権を考える市民の集いへの参加を関係者に呼びかける」と「市の出前講座を団体で開催する」が共に13団体(39.4%)と多く、次いで「人権に関する冊子やパンフレットを配布する」が12団体(36.4%)となっています。

| | 取り組んでいる | | 有効と思う | |
|--------------------------------------|---------|-------|-------|-------|
| 人権を考える市民の集いへの参加を関係者に呼びかける | 5 | 15.2% | 13 | 39.4% |
| 市の出前講座を団体で開催する | 4 | 12.1% | 13 | 39.4% |
| 人権に関する冊子やパンフレットを配布する | 3 | 9.1% | 12 | 36.4% |
| 各団体の広報誌で人権に関する記事を掲載 | 4 | 12.1% | 8 | 24.2% |
| 校区別人権問題研修会「なるほど！人権セミナー」への参加を会員に呼びかける | 2 | 6.1% | 8 | 24.2% |

【自由意見】

- 出前講座を開催し参加者も体験できる講座を開く。
- 2019年度に岸和田市の手話言語条例が採択されたが、いまだに市民に向けて広報を使ったPRや説明がされていない。
- 聴覚障害者に関わる研修について会員に呼びかけている。研修内容は、旧優生保護法ややまゆり事件に関わっている弁護士の講演など。

【人権に関する困りごとを解消するために】

「人権に関する困りごとを解消する」ための取り組みでは、「人権相談など、市の相談窓口の情報が会員に届くように周知する」について18団体(54.5%)が「有効と思う」と回答しています。

しかし、「取り組んでいる」と回答している団体は2団体(6.1%)でした。

その他の取り組みでも「有効と思う」と回答していても、「取り組んでいない」現状がわかりました。

| | 取り組んでいる | | 有効と思う | |
|--|---------|------|-------|-------|
| 人権相談など、市の相談窓口の情報が会員に届くように周知する | 2 | 6.1% | 18 | 54.5% |
| 虐待(児童・高齢者・障害者)やDVが疑われる場合の対応を会員に周知する | 2 | 6.1% | 12 | 36.4% |
| 人権に関する困りごとがある人と市(人権・男女共同参画課)とのつなぎ役になってくれるサポーターを数名配置し、パイプをつくる | 2 | 6.1% | 8 | 27.3% |

【自由意見】

- 保護司と地区福祉委員会との連携。
- 地域の人たちの人権に関する問題をわかりやすく、理解を広げると相談者も増えると思う。
- 様々な行政の相談窓口や機関があっても、手話通訳がないと相談できないし、聴覚障害者独自の問題もあるので、手話通訳可能な市職員(正職)を5~6人採用して、いつでもどこでも対応できるようにしてほしい。
- このようなアンケートがなくなる世の中になればと思います。
- 周囲の方々に聴覚障害者のことを理解していない人が多いと感じる。手話通訳者がろう者にコロナワクチン接種に同行したときに、通訳者はフェイスシールドをしていたのを、マスクを着けるように注意された。ろう者は口元を見たり、手話で状況を理解していくことを知らない人が多い。

II 個別の人権課題について

個別の人権課題について各団体が「活動の中で気になること」、「解決のために取り組んでいる」は以下のとおりです。

① 女性の人権

《活動の中で気になること》

- コロナ禍で情報共有化ができていない。
- 女性の担い手が少ない。
- 障害を持つ女性は二重の意味で不幸な環境にいると思います。ハラスメントを受けていても、差別されていることがわからない、訴える術がない女性障害者がいると思います。旧優生保護法で不妊手術をされた被害者が救済されていないこと。

※市ホームページにおいて旧優生保護法一時金に関する情報を公開しています。

《解決のために取り組んでいること》

- 解決に向けてDVや性暴力被害に関する講演会を企画する。またそれらを防止するための啓発に関する内容を広報誌に掲載する。
- 女性の方に会員になっていただくよう働きかけている。
- セクハラ、パワハラ、マタハラ等、各相談窓口担当者について周知。働きやすい環境づくりと相談しやすい体制づくりを進めている。
- 上部団体で女性部を組織して女性聴覚障害者独自の問題に取り組んでいます。旧優生保護法の被害者であっても自ら申し出る人が少ないのが現状。
- 茶話会等を開催し、困ったときには相談できるようにしている。

② 子どもの人権

《活動の中で気になること》

- 笑顔で登下校できる子どもが増えてほしい。
- 子どもの生活にもう一步踏み込むことができればと思います。
- 親子は一緒に暮らすことが子どもの幸せとは限らない。親が問題を抱えている場合は、かえって子どもの人権が侵されることがある。
- 岸和田市教育委員会が子どものためにテレビ岸和田で制作したビデオに手話挿入や字幕がないため、精神的苦痛を受けた差別事件があった。
※後日オンライン動画共有サイトにおいて、字幕付きの動画を限定配信しました。

《解決のために取り組んでいること》

- 年1回の人権講習会で取り上げるようにしている。
- 事案防止に向けた研修会を計画、実施している。
- 「子どもの権利条約」について広く周知してもらうよう取り組みたい。
- 子ども食堂を応援している。
- 来院する子どもがいじめや体罰にあっていないか察知できるようにする。
- 問題発生の際には関係機関と連携を密に対応している。
- 小中学校における福祉教育の推進。
- 障害のある親の支援者と子どもの支援者の連携が重要だと思います。それが結果として子どもの人権を尊重することになると思います。

③ 高齢者の人権

《活動の中で気になること》

- 高齢者・障害者が来館しやすい、市としてハード面での配慮を考えるべきだ。
- 保護司の定年が76歳から本人の選択で78歳まで2年間延長された。まだまだやれる元気な方にとっては良いことだと思う。
- 会員の高齢化、若者が入ってくれない。
- 高齢障害者への支援について模索中です。
- 高齢聴覚障害者のための介護サービスを提供する専門の施設が岸和田市内にはなく、特養などに入所、デイサービスに通所してもコミュニケーションで困ることが多い。

《解決のために取り組んでいること》

- 介護のための休暇制度の充実。
- 年1回の人権講習会で取り上げるようにしている。
- ご本人の話をきちんと聞くことと、無理をしないで言うことしかできない。
- 誰もが入れる団体(入会に年齢制限なし)。家に閉じこもらず、できるだけ外に出るよう簡単にできるレクリエーション(グランドゴルフ)。
- 利用者の高齢者の人権に配慮する。

④ 障害のある人の人権

《活動の中で気になること》

- 障害者雇用率が達成するよう要望(2021年3月1日から2.3%に引き上げ)。
- 利用者が外出中に小学生からばかにされたような声かけがあったと聞く。
- 障害の重い人が将来暮らせる場所を選べるぐらいの選択肢がない。
- 障害者共同作業所の職員配置を制度的に支えてほしいです。
- 情報弱者への合理的配慮を行政が率先して行ってほしい。
- 行政機関は合理的配慮が義務化されているが、市の市民対応窓口は電話番号の公表のみという場合が多く、聴覚障害者も市民として窓口に公平平等にアクセスできるよう、FAX 番号やメールアドレスを表示してほしい。
- 手話言語条例が施行されたにもかかわらず、啓発が弱いのが気になります。
- 地域の幼稚園や小学校へ行った時に障がいの理解はしていただけるのか、いじめられないか等の不安はある。

《解決のために取り組んでいること》

- 公正採用、障害者雇用の推進
- 年1回の人権講習会で取り上げるようにしている。
- 研修会の開催。図書の配布。
- 学校に出向いて子どもたちに紙芝居やクイズなどして障害への理解をしてもらう。
- 障害のある方が来院してもできる限り自院で診療できるよう努力している。できない場合は専門施設を紹介する
- スロープ、手すりの設置。
- 合理的配慮の提供に向けて取り組みの研究を進めている。
- 小中学校における福祉教育の推進、ひきこもり者の支援。

《その他意見》

- 人に障害のある子どもを託すとき、虐待などのニュースを聞いて胸が痛みます。命はみんな平等だということを知ってほしいです。
- 働くことにより生活(心身)が豊かになり楽しい人生が送れる。
- いろいろな団体の役員に障害者を交えて「共に生きる」地域をつくるべき。

⑤ 地域で暮らす外国籍の人の人権

《活動の中で気になること》

- ウイグルの人権問題が大きく取り上げられていないこと。

《解決のために取り組んでいること》

- 国籍にとらわれない待遇の実現、公正な採用
- 外国籍の利用者にも偏見や差別なく対応する。

⑥ HIV や様々なウイルスの感染者の人権 ※新型コロナ感染症に関する問題も含まます
《活動の中で気になること》

- 相談対応の際、対面での面接ではなく電話での聞き取りになるのでやりにくい面がある。
- 障害があり、マスクなどをできない者がいるが周りから理解してもらえなかったりする。

《解決のために取り組んでいること》

- 職域・地域接種の拡大とコロナ差別が強くなるようにしない。
- ワクチン接種の情報などを会員に周知しています。
- 相談窓口にパーテーションを設置。

《その他意見》

- 事例は少ないと思うが、正しい知識を得るための研修の必要性を感じる。

⑦ 性的マイノリティ(少数者)の人権

《解決のために取り組んでいること》

- 性的マイノリティ、多様性に関する講演会、研修会を企画し、LGBTQ など理解を深める取組をする。
- 性的マイノリティの利用者が来られた場合、正しく配慮できるようにしている。
- 子どもたちに対して理解を促し、多様性についての教育に取り組んでいる。
- 当事者を小・中・高へ派遣している。

⑧ 同和地区(被差別部落)出身者の人権

《解決のために取り組んでいること》

- 企業・学校等への同和問題研修の実施。
- 毎年の人権講習会で周知して取り組んでいる。
- 被差別部落出身者の利用者が来られても偏見や差別のないよう配慮している。
- 部落問題を直接取り上げる学習だけでなく、様々な人権問題についての学習や人権に関する知的理解を深める学習等と関連させながら取り組むことを研究している。

4. 近年の社会情勢から見た施策の課題

(1) 人権をめぐる状況

女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題(部落差別)、外国籍の人など様々な人権問題が依然として存在しています。

それらに加え、新型コロナウイルス感染症による人権問題、インターネット上での人権侵害、長時間労働・過労死など働き方や労働環境に関わる問題が生じています。

また、自然災害が頻発する中で、情報の伝達を含む要配慮者への支援や感染症対策を講じた避難所運営のあり方、性的マイノリティ(性的少数者)が直面する困難などの新たな人権課題も顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、これら社会的に立場の弱い人々への影響が懸念されています。

(2) 社会情勢の変化に基づく課題

① 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う人権侵害

《社会情勢に基づく変化》

- ・令和2(2020)年に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的大流行において、感染した人やその家族、医療従事者、福祉施設関係者等に対する誹謗中傷、差別や偏見などの新たな人権問題が生じました。
- ・全国的なワクチン接種の開始にともない、様々な理由でワクチン接種をしない人に対する差別や偏見の問題も発生しました。
- ・誤った知識や思い込みは、人々の感染への恐怖や不安を増長させ、根拠のない差別や誹謗中傷を生み、検査や治療から人々を遠ざけ、感染拡大をもたらすことにつながりました。

《課題》

- ・様々な状況にある人の人権に配慮する必要があることや感染症への正しい知識の普及啓発を推進していく必要があります。
- ・誰もが感染する危険性(リスク)があること、立ち向かうべきは人ではなくウイルスであるという認識を広めていくことが大切です。

② 高度情報化社会による影響

《社会情勢に基づく変化》

- ・インターネットの普及により、情報の収集や発信、コミュニケーションにおける利便性が向上しています。
- ・インターネット上での個人や団体に対する誹謗中傷や差別的な書き込み等の人権侵害事象が後を絶ちません。
- ・SNSによるいじめや児童買春など、子どもの人権侵害事象が深刻な事態となっています。

《課題》

- ・インターネット上の誹謗中傷や差別的な書き込み等の人権侵害への対応として、情報モラルについての啓発、人権侵害事案に関する情報収集とデータ削除要請等の取り組みが求められています。
- ・が大切です。
- ・インターネットを利用したいじめや犯罪などから子どもを守るための教育の充実が必要です。

③災害時における人権の尊重

《社会情勢に基づく変化》

- ・自然災害が頻発する中、避難所生活を余儀なくされる事例が発生しています。
- ・災害時には、要配慮者やその家族に配慮した支援が求められています。
- ・感染症対策を講じた避難所運営のあり方が求められています。
- ・情報不足やデマにより被災者に対する根拠のない風評、偏見などの人権侵害が発生しています。

《課題》

- ・特別な配慮を必要とする人の安全な避難を確保する仕組みが必要です。
- ・感染症に感染した可能性のある人に配慮した避難所運営が必要です。
- ・氏名の公表についてはプライバシーの観点から特別な配慮が必要です。

④性的マイノリティの理解促進

《社会情勢に基づく変化》

- ・令和2(2020)年に実施された民間の調査では、8.9%が性的マイノリティと推計されています。
- ・大阪府パートナーシップ宣誓証明制度の制定など、同性パートナーの権利保障の取り組みが広がっています。一方で、性的マイノリティへの偏見や誤解が存在しています。
- ・当事者に寄り添った、相談・支援が求められています。

《課題》

- ・多様な性のあり方について、誰もが正しい認識をもち、理解を深める取り組みが必要です。
- ・学校現場をはじめ、性的指向・性自認に関する相談に対応できる体制が必要です。
- ・当事者グループと連携した教育・啓発が必要です。

(3)持続可能な開発目標(SDGs)と人権

平成 27(2015)年9月、国際連合の総会において、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)が採択されました。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール(目標)と 169 のターゲットで構成された、令和 12(2030)年までの開発目標です。

その前文では、「あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題」であり、「持続可能な開発のための不可欠な必要条件である」との認識が示されており、「すべての国及びすべてのステークホルダー(利害関係者)は、共同的なパートナーシップの下、この計画を実行する」こととしています。

また、「17 の持続可能な開発のための目標と、169 のターゲット」は、「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す」としており、人権の尊重が、大きな柱となっています。

人権が尊重されるまちづくりの実現には、行政だけでなく、様々な主体と連携し、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、多様で、持続可能な社会にしていける必要があります。

本プランにおいても、行政だけでなく、様々な主体と連携し、17 の開発目標を見据えながら、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、人権が尊重されたまちづくりをめざす施策を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

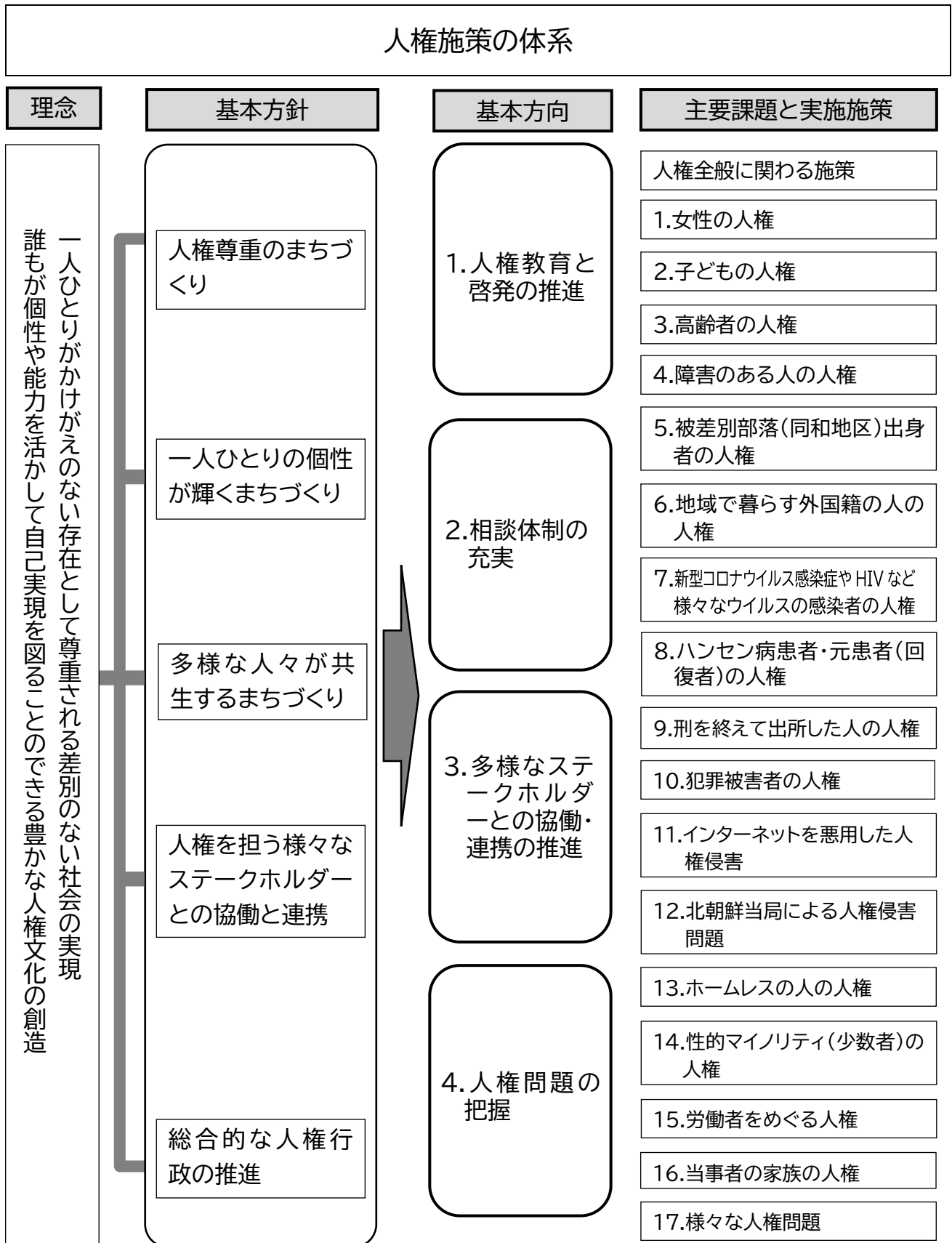


(4)地域の特性による課題

300年の歴史と伝統を誇る岸和田だんじり祭では「女性はだんじりに乗れない・乗らない」ことがしきたりの一つとして受け継がれてきました。

こうした伝統やしきたりに存在することがらを人権の視点で見えていく必要があります。

第3章 基本理念と基本方針



(1) 本市の人権についての考え方

人権とは

一人ひとりが人間の尊厳に基づいて、生まれながらに持っている固有の権利であり、すべての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

日本国憲法において、基本的人権の尊重は、国民主権や恒久平和とともに三大原則の一つとして掲げられています。

誰もがかけがえのない存在であることを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方などの違いを認めあい、将来にわたって守られるべきものが人権です。

安心して生きる権利、自分で自由に考え意見を言う権利、仕事を自ら選び働く権利、教育を受ける権利など、自分の権利のみならず他人の権利も深く理解することが大切です。

人権文化とは

すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することであり、またそのような生き方を可能にする社会的な環境や条件を整備することです。

誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、一人ひとりが人権に敏感な感性を育み、定着させる必要があります。

人権を学ぶことは

自分と他者の違いに気づき、認めようとする感覚を高め、「差別する側に立たない」、「差別を傍観しない」、「誤解や偏見を批判する力をつける」という意義があります。

人権を学び、高い人権意識を持つことは、差別をなくしていくためだけではなく、自分とは異なる人生を歩んできた人と出会い、互いに学びあえる、そうした豊かな人間関係をつくることにつながります。

人権を学ぶことは、他者のためだけではなく、自分にも返ってくるものが大きいのです。

人権行政とは

憲法が保障する基本的人権を市民の暮らしの中に実現すること、それは行政に課せられた責務です。

職員には、様々な立場や状況にある人々の存在に気づき、想いを寄せながら施策を推進する責任があります。

人権尊重の社会づくりのために、すべての行政分野で基本理念を踏まえ、施策の推進ができるよう、人権担当課には特に大きな役割があります。

(2) 基本理念

一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
誰もが個性や能力を活かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

(3) 基本方針

本プランは、岸和田市の現状や課題をふまえ、次の5つの視点をもって取り組みます。

① 人権尊重のまちづくり

一人ひとりが権利主体であることを理解し、人権問題を自らの課題として考え、行動することができる社会をめざします。

② 一人ひとりの個性が輝くまちづくり

一人ひとりがかけがえのない存在として尊重しあいながら、自らの個性を発揮し、自分らしい生き方ができる社会をめざします。

③ 多様な人々が共生するまちづくり

多様な個性や価値観、文化を持つ人々が、それぞれの違いを認め、尊重しあいながら、共生する社会をめざします。

④ 人権を担う様々なステークホルダーとの協働と連携

社会を構成する個人、家庭、地域、学校、企業、市民団体など、人権を担うステークホルダーと協働・連携します。

⑤ 総合的な人権行政の推進

各部署において、基本理念を踏まえ、総合的な施策を推進します。そのためにも、職員一人ひとりが様々な立場や状況にある人々の存在に気づき、想いを寄せながら施策を進めます。

第4章 人権施策の基本方向

1. 人権教育と啓発の推進

- 私たちがめざす人権尊重の社会は、誰もが自らを価値ある人間として誇ることができ、個性や能力を十分に発揮しながら、自分らしい暮らしを営むことができる共生社会です。地域に暮らす人々が互いの多様性を認めあい、「心のバリアフリー」を推進し、様々なマイノリティに対する偏見や差別を解消するための人権教育及び啓発を推進します。
- 教育と啓発の推進にあたっては、人権問題についての「学び」に留まらず、参加型学習を取り入れるなど、新たな「気づき」と「差別を許さない」という行動変容につながっていくことを重視します。
- 人権問題の解決には、一人ひとりがその問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、正しく行動する必要があります。人権尊重は人々のたゆまない努力によって達成されるため、人権を学ぶ機会を継続して提供します。

(1)人権教育の推進

「国際人権規約」、「子どもの権利条約」、「日本国憲法」、「教育基本法」、そして「岸和田市人権施策基本方針」等の精神に則り、次のような方針で人権教育を推進します。

① あらゆる場での人権教育

自分は権利の主体であることを学ぶことが必要であり、人権及び人権問題についての理解を深め、人権問題の解決を自らの課題として積極的に取り組むとともに、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する人間の育成をめざし、学校教育を含め教育のあらゆる場において人権教育を推進します。

② すべての人の自立や自己実現をめざす人権教育

人権問題が社会の変化に伴い様々な形で生じうる問題であることを踏まえ、その実態把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進します。

③ 地域社会における人権教育・学習の充実・振興

市民一人ひとりが主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図ります。

市民の力による、人権が尊重された地域コミュニティづくりをめざします。

④ 熱意ある指導者の育成

人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図ります。

(2) 人権啓発の推進

① 「親しみやすさ」を重視した啓発

人権学習のイメージとして、「堅苦しい」「むずかしい」「自分には関係ない」などと言われることがあります。

事業の実施にあたっては、人権映画会やポスターなどの作品募集や展示、市民の意向に沿ったテーマの講演など、親しみやすく、気軽に参加できるものを企画します。

② 身近で継続的な啓発

人権週間などの時期に合わせた「広報きしわだ」や市のホームページによる啓発や街頭啓発のほか、気軽に行けるイベント的な「人権を考える市民の集い」、より深く人権を学ぶ「人権問題専門講座」、地域との協働による「校区別人権セミナー」などの開催に継続して取り組みます。

③ 団体や地域との協働による啓発

各種団体との連携による啓発事業を実施します。事業者対象研修や各種団体研修、地域主催研修等の継続実施によって、互いの交流を深めながら人権意識の醸成を図ります。

《市民人権意識の指標》

| 権利についての考え方 | 現状 | → | 目標 |
|---|-------|---|----|
| 「権利ばかり主張して、がまんすることのできない人が増えている」と思う | 81.0% | ↘ | |
| 「人権には必ず義務がともなう」と思う | 63.1% | ↘ | |
| 「社会福祉を含め、行政が実施する様々な支援策に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」と思う | 48.5% | ↘ | |
| 人権についての考え方 | 現状 | → | 目標 |
| 「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」と思う | 10.1% | ↘ | |
| 「差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある」と思う | 44.2% | ↘ | |

※ 「現状」は「人権問題に関する市民意識調査(令和2年実施)」結果になります。以下、同様とします。

※ 本表の数値における“～と思う”割合は、意識調査結果における「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計値を示しています。

2. 相談体制の充実

様々な困りごとに対応する相談窓口の充実と連携を図ります。

女性や子ども、高齢者、障害のある人などの固有の困りごとの対応のほか、重層的な支援を必要とする人の対応が円滑にできるよう、担当者のスキル向上に努めます。

また、専門機関や関係機関、当事者団体などと協働・連携することにより、効果的かつ効率的な相談支援をめざします。

(1) 身近に感じられるものに

身近で気軽に安心して話ができる場、困りごとの解決方法を一緒に考える場、と認知されるための PR を強化します。

(2) フレキシブルな対応のために

電話や面接以外に、メールや FAX、オンラインによる相談に応じます。また、土日や夜間の対応のほか、より専門的な相談、地元以外での相談を希望する人のために、大阪府人権相談窓口との連携を続けます。

また、人権擁護委員の協力を得て、市民センターにおける特設人権相談の実施など、引き続き、相談しやすい体制づくりに努めます。

3. 多様なステークホルダーとの協働・連携の推進

身近な地域で、互いの多様性を認め合い、誰もが個性や能力を発揮し自分らしい暮らしをするには、地域活動への参加と住民相互のエンパワメント、自己実現が大切です。

一人ひとりの人権が尊重され、多様な人々が共生するまちづくりを推進するためにも、市民活動団体など地域の様々なステークホルダーとの協働・連携した取組を推進します。

4. 人権問題の把握

庁内各部署、関係機関・団体との協働と連携など、様々な手段を駆使しながら、人権問題を把握する仕組みを構築します。

(1) 庁内各部署の連携

- ① 庁内各部署の窓口対応や苦情、各種相談窓口など、日常業務で寄せられる市民の声の中から発見した人権課題を共有できるよう連携を強化します。
- ② 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)の担当部署の連携により状況を把握し、虐待やDVの予防啓発に取り組みます。
- ③ 各課が実施する調査を活用し、人権課題に関する市民意識を把握します。
- ④ 各種審議会における意見や提案などから、各種施策に通じる人権問題に関する情報の収集に努めます。
- ⑤ 障害者差別解消のために、全課対象の「合理的配慮の提供」と「差別的取り扱い」に関する調査により実態を把握し、情報を共有して必要な対応を進めます。

(2) 関係機関・団体との連携

- ① 法務局や労働基準監督署、公共職業安定所、大阪府、府内各市町村のほか、大阪府人権協会をはじめとする府内関係機関・団体との連携により、効果的な施策の推進をめざします。
- ② 各種団体との協働・連携を推進し、各地域の活動を通じて把握した人権問題を共有する仕組みづくりに取り組みます。

(3) 市民意識調査の実施

市民意識調査の結果を様々な施策に反映させていきます。

第5章 取り組むべき主要課題と実施施策

人権全般に関わる施策

| 横断的に取り組む項目 | | | |
|---|----------------------------------|----|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・憲法・権利の理解のための教育と啓発 ・人権課題への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・相談窓口の充実と連携 ・人権課題に関する実態の把握と対応 ・安心・安全のための連携と協働 ・様々なバリアの解消とユニバーサルデザインの推進 ・様々な立場の人の社会参加に向けたサービスの提供 ・人権に関わる団体等への支援 | | | |
| 共通課題 | 推進施策 | No | 担当課(所管課) |
| ①権利の理解のための教育と啓発 | 権利の理解のための職員・教員への研修 | | 人事課 人権・男女共同参画課 産業高等学校 人権教育課 |
| | 権利の理解のための学習機会の提供 | | 人権・男女共同参画課 生涯学習課 各市民センター 産業高等学校 学校教育課人権教育課 |
| ②人権課題への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 | 人権課題に関する学習機会の提供 | | 各主要課題ごとに掲載 |
| | 学校園等における人権課題に関する取り組みの実施 | | 各主要課題ごとに掲載 |
| | 事業所における人権課題に関する取り組みの支援 | | 各主要課題ごとに掲載 |
| | 人権課題の当事者との交流の機会づくり | | 各主要課題ごとに掲載 |
| ③相談窓口の充実と連携 | 人権課題に沿った図書等の情報の設置 | | 人権・男女共同参画課 図書館 |
| | 人権侵害事案の解決に向けた庁内連携及び関係機関との連携 | | 各主要課題ごとに掲載 |
| ④人権課題に関する実態の把握と対応 | 日常業務における実態把握 | | 全課 |
| | 各種調査における実態把握 | | 各種調査実施課 |
| | 実態の共有と施策への反映 | | 人権・男女共同参画課 関係各課 |
| ⑤安心・安全のための連携と協働 | 様々な人に配慮した防災・災害対応 | | 危機管理課 消防本部 全課 |
| | 様々な人に配慮した避難所の整備と運営 | | 危機管理課 避難所対応課 |
| | 福祉避難所の確保 | | 危機管理課 |
| | 避難行動要支援者支援制度の普及 | | 危機管理課 障害者支援課 介護保険課 |
| | 宛名管理システムの管理 | | IT推進課 |
| ⑥様々なバリアの解消とユニバーサルデザインの推進 | 日本語の理解が困難な人へのやさしい日本語による対応 | | 全課 |
| | 少数派の人々への配慮 | | 全課 |
| | バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した新庁舎設計 | | 庁舎建設準備課 関係各課 |
| | 各課窓口や相談室設置など、プライバシーに配慮した新庁舎設計 | | 庁舎建設準備課 関係各課 |
| | バリアフリー及びユニバーサルデザインに関する事業者への指導や助言 | | 都市計画課 |
| | 情報のバリアフリーの推進 | | 広報広聴課 IT推進課 議会事務局総務課 |
| | 住まい探しにおけるバリアフリーの推進 | | 住宅政策課 |
| ⑦様々な立場の人の社会参加をめざしたサービスの提供 | 交通環境におけるバリアフリーの推進 | | 市街地整備課 |
| | 様々な立場の人の社会参加に向けた取り組み | | 各主要課題ごとに掲載 |
| ⑧人権に関わる団体等への支援 | 就労に向けた支援や資格取得講座の実施 | | 各主要課題ごとに掲載 |
| | 人権に関わる団体の活動支援 | | 人権・男女共同参画課 |
| | 当事者団体への支援 | | 各主要課題ごとに掲載 |

1 女性の人権

(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

- 平成 4(1992)年の「きしわだ女性プラン」策定後、現在、第 4 期きしわだ男女共同参画推進プラン」を推進しています。平成 23(2011)年 4 月に「岸和田市男女共同参画推進条例」が施行され、市民、事業者、教育関係者と協働し、男女共同参画のまちづくりに取り組んでいます。
- 「男女共同参画センター」では、男女共同参画推進のための拠点施設として、男女共同参画に関する学習機会の提供、情報収集と発信、相談機能の強化、グループ活動の支援などに取り組んでいます。
- DV(配偶者などからの暴力)相談、女性の弁護士による法律相談など、女性への人権侵害に対応する相談窓口の充実に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染拡大により、生理の貧困や DV など、女性が困難を抱えやすい状況にあります。

DV や性暴力など、女性の人権侵害にかかわる相談件数

●件

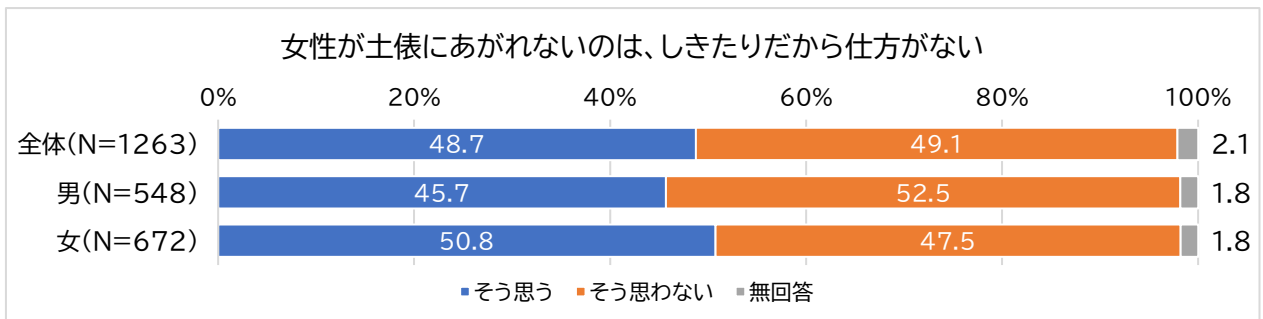
《各種団体アンケート結果から見る課題例》

- 地域防災活動への参加状況は「当日参加」(80.0%)に比べ「企画段階からの参加」(60.0%)が少ない。
- 各分野における女性の担い手が少ない。

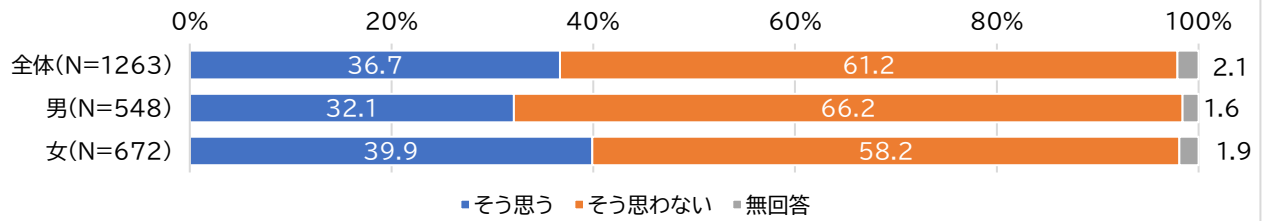
《市民意識調査結果》

| | そう思う※ | そう思わない※ |
|----------------------------|-------|---------|
| 女性が土俵に上がれないのは、しきたりだから仕方がない | 48.7% | 49.1% |
| そう思う 男 45.7% < 女 50.8% | | |
| だんじりに女性が乗るのはいけないことだ | 36.7% | 61.2% |
| そう思う 男 32.1% < 女 39.9% | | |

※本表の数値における“そう思う”割合は、意識調査結果における「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計値、“そう思わない”割合は、意識調査における「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」の合計値を示しています。以降、数値における割合は、同様の扱いになります。

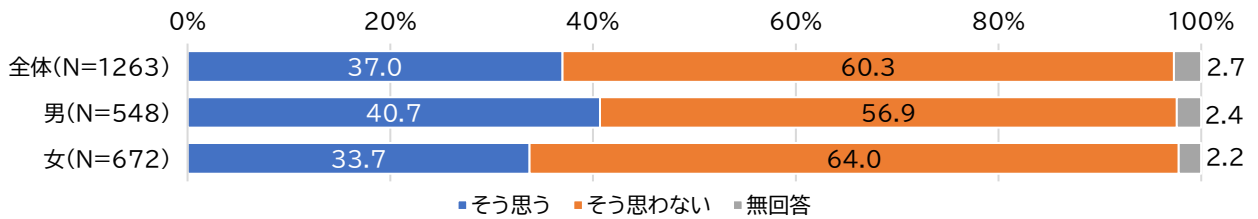


だんじりに女性(子ども以外)が乗るのはいけないことだ

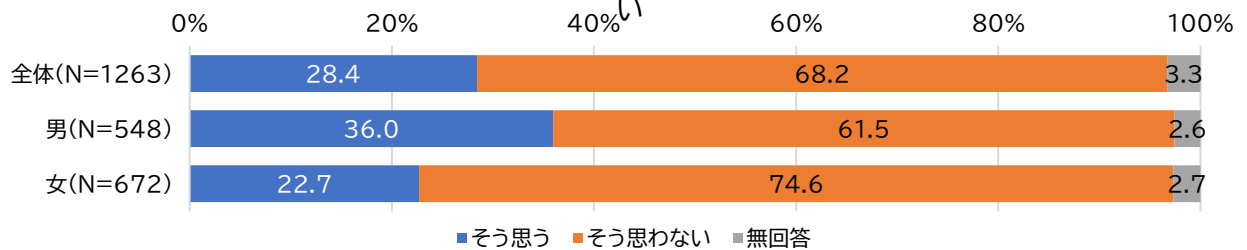


| | そう思う | そう思わない |
|--|-------|--------|
| 今の日本では、女性差別はもはや深刻な問題ではない | 37.0% | 60.3% |
| 夫婦間やパートナー間での暴力の問題は、家庭内または本人同士で解決すればよい | 28.4% | 68.2% |
| 同じ働きぶりでも男女で昇進に差があることや、高い地位につく人に男性が多いことは問題だ | 74.1% | 22.7% |

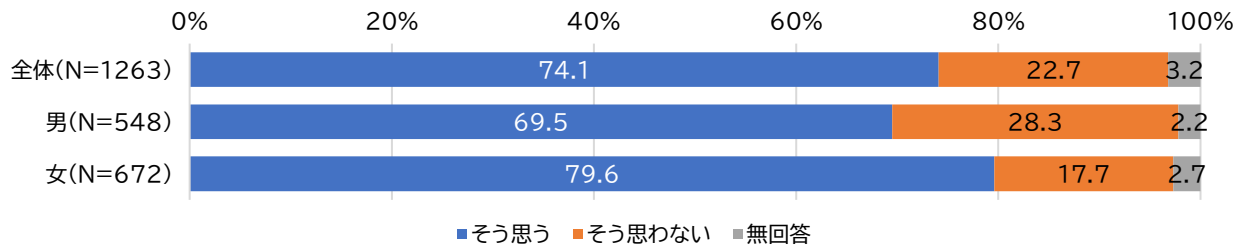
今の日本では、女性差別はもはや深刻な問題ではない



夫婦間やパートナー間での暴力の問題は、家庭内または本人同士で解決すればよい



同じ働きぶりでも男女で昇進に差があることや、高い地位につく人に男性が多いことは問題だ



(2) 施策の方針

- 女性だから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、女性の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- 女性の人権が守られる社会づくりを推進するために、各種団体や機関との協働・連携を強化します。
- DV 被害者支援において、情報管理の徹底をはじめ、被害者の安全確保のために必要な連携を強化します。
- DV の仕組みの理解を促進し、予防につながる講座を開催します。
- 被害者自身が安心、自由、自信を取り戻すための相談支援に取り組みます。
- 様々な相談機関と連携し、各種相談機能の充実及び強化を進めます。
- 第 4 期きしわだ男女共同参画プランに基づく施策の推進に取り組みます。
- 男女共同参画センターでは、男女共同参画推進の拠点施設として事業を推進します。

《指標》

| | 現状 | → | 目標 |
|---|-------|---|----|
| 「女性が土俵にあげられないのは、しきたりだから仕方がない」と思う | 48.7% | ↘ | |
| 「だんじりに女性が乗るのはいけないことだ」と思う | 36.7% | ↘ | |
| 「夫婦間やパートナー間での暴力の問題は、家庭内または本人同士で解決すればよい」と思う | 28.4% | ↘ | |
| 「同じ働きぶりでも男女で昇進に差があることや、高い地位につく人に男性が多いことは問題だ」と思う | 74.1% | ↘ | |
| 「子どもが3歳になるまでは、母親は育児に専念するほうがいい」と思う | 47.4% | ↘ | |

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- 女性一人ひとりが自尊感情を大切にし、自分らしい暮らしを実現します。
- 仕事や地域活動など、あらゆる場面で女性が活躍していくことをめざします。
- 暮らしの身近なところから、「家事、育児、介護は女性の仕事」というような固定的な性別役割分担意識の解消をめざします。
- 伝統文化やしきたりの中に存在する男尊女卑の考え方を改めていきます。
- DV をはじめとした女性に対するあらゆる暴力や性犯罪、セクシュアルハラスメントを許しません。
- 女性の人権を守ることは、市民一人ひとりの課題として取り組みます。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- 女性が、自分らしく生きていくことができる“まちづくり”を推進します。
- 仕事や地域活動など、あらゆる場面で女性が活躍するための条件整備に取り組みます。
- 事業所や団体、地域において、女性が企画や意思決定に参画する機会を増やします。
- それぞれの組織に残っている、固定的な性別役割分担意識を払しょくしていきます。
- それぞれの伝統やしきたりの中に存在する、男尊女卑の考え方を払しょくするための取組を進めます。
- DV をはじめとした女性に対するあらゆる暴力や性犯罪をなくす取組を推進します。
- 職場におけるセクシュアルハラスメントをなくし、働きやすい職場環境をつくっていきます。
- 男女共同参画に関わる団体や市民協議会などが協働・連携し、女性が活躍できる地域づくりを推進します。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|--|---|
| ・女性の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・各種団体や機関との協働・連携を強化 ・DV 被害者の安全確保のための連携強化 ・DV の仕組みの理解促進、予防につながる講座の開催 ・被害者自身が安心、自由、自信を取り戻すための相談支援 ・様々な相談機関との連携、各種相談機能の充実及び強化 ・第 4 期きしわだ男女共同参画プランに基づく施策の推進 ・男女共同参画センターにおける男女共同参画事業の推進 | |
| 共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 | 参考 岸和田市男女共同参画推進プランに基づき推進しているものには(★)をつけています。 |

■ 女性の人権擁護

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|----------------------|----|--------------------|-------|------------------|
| 女性差別撤廃に向けた取組の推進 | | 事業所における差別解消等の取組の支援 | ①④ | 人権・男女共同参画課 産業政策課 |
| | | 相談機関の連携 | ③④ | 人権・男女共同参画課 関係各課 |
| 女性を取り巻く犯罪防止の啓発 | | 学習機会の提供(★) | ①②④⑤ | 人権・男女共同参画課 関係各課 |
| 複合的な課題を抱える女性の人権を守る施策 | | 様々な取り組み(★) | ①②③④⑤ | 人権・男女共同参画課 関係各課 |

■ 性別役割分担意識の払しょく

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|---------------------|----|--------------------|------|-----------------|
| 性別役割分担意識の払しょくのための啓発 | | 学習機会の提供(★) | ①②④⑤ | 人権・男女共同参画課 関係各課 |
| 各課の広報物等における表現の見直し | | 関係課との連携による表現の点検(★) | ①④ | 人権・男女共同参画課 関係各課 |

■ 女性への暴力の根絶

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|-------------------|----|-------------------------|-------|------------|
| DV(デートDV)予防と被害者支援 | | 岸和田市DV対策基本計画の推進(★) | ①②③④⑤ | 人権・男女共同参画課 |
| | | 住民票等の交付や閲覧の制限による支援措置の実施 | ⑤ | 市民課 |

■ 困難を抱える人が利用できるサービスの提供

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|----------------------|----|-----------------|----|-----------------------------------|
| 自立を支援する取組の推進 | | 様々な就労支援の取組(★) | ④⑤ | 人権・男女共同参画課 子ども家庭課 産業政策課 |
| | | 様々な家庭を支援する取組(★) | ④⑤ | 人権・男女共同参画課 子育て支援課 子ども家庭課 住宅政策課 |
| 女性が抱える諸問題の解決のための相談支援 | | 様々な相談窓口の連携(★) | ③④ | 人権・男女共同参画課 関係各課 |

■ 男女共同参画に関わる施策の推進

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|---------------------|----|------------------|------|----------|
| 男女共同参画に関わる事業実施計画の推進 | | 男女共同参画共同参画プランの推進 | ①②④⑤ | 全課 |

2 子どもの人権

(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

- 「岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)を設置し、「障害児療育部会」、「児童虐待防止ネットワーク部会」及び「子育て支援部会」の各部会において関係機関等と連携した子ども、家庭への支援を実施しています。
- 児童虐待ホットラインや子ども家庭相談、育児相談や教育相談、特別支援教育に関する支援相談や子ども相談ダイヤルなどの相談窓口を設置しています。いじめ問題は、「岸和田市いじめ防止基本方針」に則り、学校では、未然防止、早期発見と認知、発生時の対処を組織として実施します。教育委員会では、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・スクールロイヤーなどの専門家の派遣により学校への指導・支援を実施しています。

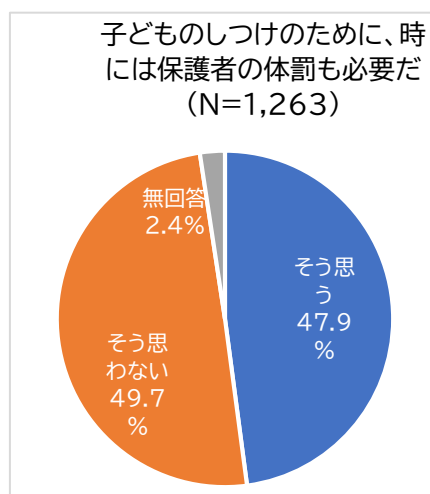
| | |
|------------|---|
| 児童虐待に関する相談 | 件 |
| いじめに関する相談 | 件 |

《各種団体アンケート結果から見る課題例》

- いじめや家庭内の虐待など、表面化しにくい問題の発見に苦慮している。
- 子どもの数が減り、町会未加入者の子どもが多く、子ども会活動が困難になっている。
- 見守りボランティアの高齢化、後継者不足。

《市民意識調査結果》

| | そう思う | そう思わない |
|---------------------------|-------|--------|
| 子どものしつけのために、時には保護者の体罰も必要だ | 47.9% | 49.7% |



(2) 施策の方針

- 子どもだから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、子どもが権利の主体であることへの理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- 人権尊重の精神を、日常生活における具体的な取り組みを可能にする技術・技能や態度の育成にまで浸透させるために、学校教育の過程において人権尊重の精神を徹底します。
- しつけや指導の目的いかに関わらず「体罰は子どもの尊厳を傷つける虐待である」ことへの理解を広めるための教育・啓発を推進します。
- 様々な個別課題に応じた施策の推進、子どもに関わる部署間の連携により、子どもの権利が守られる環境づくりを進めます。
- 無戸籍の子どもについて、戸籍取得に向けた支援のほか必要な制度の利用のための連携に取り組みます。
- 第2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進に取り組みます。
- 岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)では、要保護児童や要支援児童とその保護者、特定妊婦の早期発見や適切な支援等のため、関係機関の連携と協力を図ります。
- 子ども家庭総合支援拠点では、虐待をはじめ様々な課題を抱える子どもや家庭からの相談に対応し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、重症化や再発の防止を図るための取り組みを進めます。

《指標》

| | 現状 | → | 目標 |
|--------------------------------|-------|---|----|
| 「子どものしつけのために、時には保護者の体罰も必要だ」と思う | 47.9% | ↘ | |

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- 子どもの自由な学びと育ちを通じて、子どもたちの自尊感情を育てます。
- 「権利の主体」としての子どもの自己決定権を尊重します。
- しつけや指導・教育として行ういかなる体罰も、虐待であるという認識を高め、子どもの虐待防止に取り組みます。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- 地域ぐるみで子どもの健全育成に取り組みます。
- 子どもの安心・安全のための見守り活動を実施します。
- 高齢者との触れ合い交流など、子どもたちと地域に居住する様々な人々との交流体験に取り組みます。
- 子ども自身が自己の権利を自覚するとともに、他の人を思いやることのできるような「学び」と「育ち」を地域ぐるみで推進します。
- 虐待や貧困など、課題を抱える子どもと家庭を地域で見守り、支える取組を推進します。
- 岸和田市子育て支援地域協議会に参画する関係機関と協働・連連した取組を推進します。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが権利の主体であることへの理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・学校教育の過程における人権尊重の精神の徹底 ・体罰は子どもの尊厳を傷つける虐待であることへの理解を広める教育と啓発 ・子どもに関わる施策推進と関係機関の連携による子どもの権利が守られる環境づくり ・無戸籍の子どもの支援と連携 ・第2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進 ・岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)における関係機関の連携と協力の取り組み ・子ども家庭総合支援拠点における児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、重症化や再発の防止 | |
| 共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談④協働・連携 ⑤その他施策 | 参考 岸和田市子ども・子育て支援事業計画、岸和田市教育大綱、岸和田市いじめ防止基本方針、男女共同参画推進プラン、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき推進しているものに(★)をつけています。 |

■ 子どもが権利の主体であることへの理解促進

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|-------------------|----|---------------------------------|-----|------------------------|
| 子どもの人権に配慮した教育の推進 | | 発達段階に応じた教育に対する理解を深めるための取組の実施(★) | ②④ | 人権教育課 |
| | | 子どもの人権尊重に関する啓発事業(★) | ①② | 人権教育課 |
| | | 保育や教育に関わる人材への研修(★) | ①②④ | 関係各課 |
| | | なかまづくり・集団づくりの取組の推進(★) | ② | 人権教育課 |
| | | 自尊感情を育む教育の実施(★) | ② | 産業高等学校 人権教育課 |
| | | 児童生徒・保護者を対象とした情報モラル教育の実施(★) | ①② | 学校教育課 |
| | | 特別支援教育の支援体制の充実(★) | ③④ | 人権教育課 |
| 障害のある子どもの療育・教育の推進 | | 障害特性に応じた療育やサービスの実施(★) | ②④ | 障害者支援課 |
| | | 障害特性に応じた環境の整備(★) | ②③④ | 人権教育課 子育て支援課 子育て施設課 |
| | | 相談支援の充実(★) | ③④ | 障害者支援課 子育て支援課 人権教育課 |

■ 子どもへの暴力の根絶

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|------------------|----|---|-----|-----------------------|
| 児童虐待の防止に向けた取組の推進 | | 啓発事業等の実施(★) | ①④ | 子ども家庭課 |
| | | 教職員への研修の実施(★) | ①②④ | 人権教育課 |
| 体罰防止に向けた取組の推進 | | 体罰防止のための啓発(★) | ①② | 子ども家庭課 学校教育課 人権教育課 |
| 連携による支援 | | 岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)における関係機関の連携と協力(★) | ③④ | 子ども家庭課 関係各課 |
| | | 子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭相談、児童虐待相談)の充実(★) | ③④ | 子ども家庭課 |

■ いじめ問題への対応

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|----------------|----|------------------------|-----|------------------------------|
| いじめの未然防止のための啓発 | | いじめ防止のための教育や啓発の実施(★) | ①②④ | 人権・男女共同参画課 学校教育課 人権教育課 |
| いじめの早期発見と適切な対応 | | 岸和田市いじめ防止基本方針に基づく対応(★) | ③④ | 学校教育課 人権教育課 |

■ 相談・支援体制の充実

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|------------|----|---------------------|-----|----------------------------|
| 子育て支援の充実 | | 子育てにおける相談支援体制の充実(★) | ③④ | 子ども家庭課 健康推進課 |
| | | 子育てにおける不安の解消(★) | ③④ | 子育て施設課 健康推進課 |
| | | ひとり親家庭の自立支援事業の推進(★) | ③④⑤ | 子ども家庭課 子育て支援課 子育て施設課 |
| | | 就学や進学、学習の支援(★) | ⑤ | 生活福祉課 教育総務課 学校教育課 人権教育課 |
| 教育相談体制の充実 | | 学校園における相談支援の充実(★) | ③④ | 産業高等学校 学校教育課 人権教育課 |
| 無戸籍の子どもの支援 | | 戸籍取得に向けた支援 | ⑤ | 市民課 |
| | | 学校園での対応・支援(★) | ②④ | 学校教育課 人権教育課 |

■ 子どもに関わる施策の推進

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|------------------|----|-------------------------|----------|--|
| 子どもに関わる事業実施計画の推進 | | 子ども・子育て支援事業計画の推進 | ①②④ ⑤ | 全課 |
| | | 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進 | ①②④ ⑤ | 全課 |
| | | 男女共同参画推進プランの推進 | ①②④ ⑤ | 全課 |
| | | 子どもへの様々な支援(★) | ②③④ | 子ども家庭課 子育て支援課 子育て施設課 学校教育課 人権教育課 |

3 高齢者の人権

(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

- 「岸和田市高齢者虐待防止ネットワーク」では、関係機関や民間団体等との連携協力体制を推進しています。相談事業の中で、支援が必要な事案については、速やかな対応に努めています。
- 「岸和田市地域包括支援センター」では、高齢者が身近な地域で利用できる総合相談窓口となっています。
- 「介護者家族の会」や「街かどデイハウス」、「認知症カフェ」、「認知症サポーター養成講座」など、地域に根ざした市民・介護保険事業者・医療機関による取り組みが続けられています。
- 「徘徊高齢者見守りネットワーク」では、行方不明になった認知症高齢者などの早期発見のために、地域における支援体制の充実に努めています。
- 「認知症初期集中支援チーム」では、複数の専門職で、本人や家族への初期の支援を包括的・集中的に行っています。

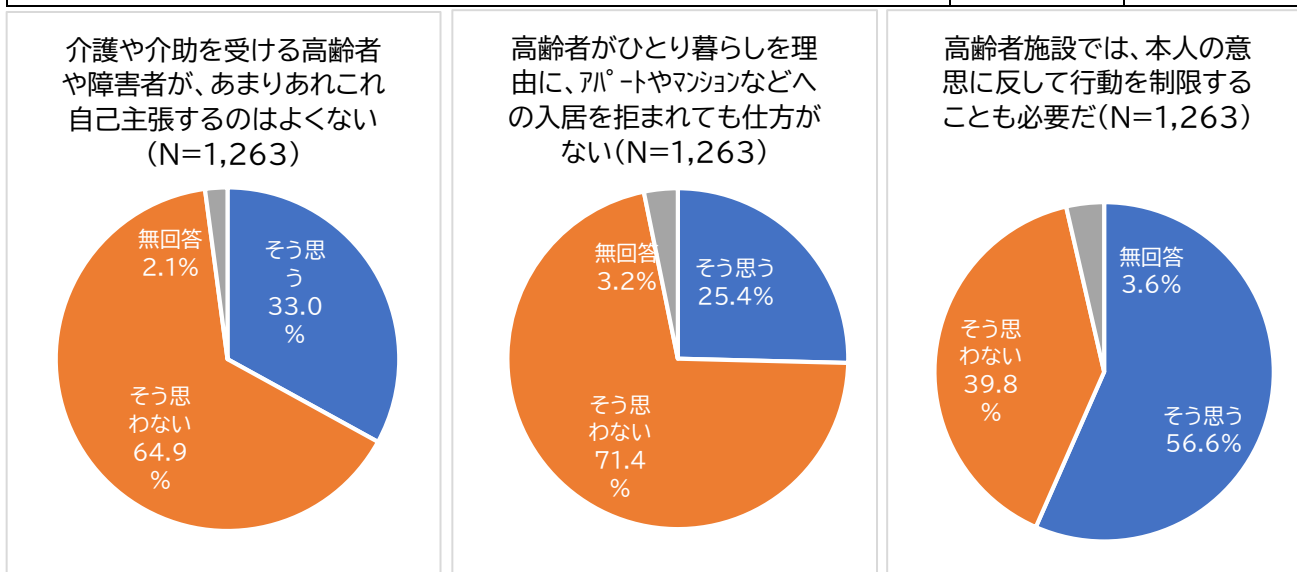
| | |
|---------------------|---|
| 高齢者虐待防止法にもとづく虐待通報件数 | 件 |
| 成年後見制度利用件数 | 件 |

《各種団体アンケート結果から見る課題例》

- 校区内の高齢者状況が把握できない、各種参加者や加入者の減少、見守り活動等の協力員の減少

《市民意識調査結果》

| | そう思う | そう思わない |
|--|-------|--------|
| 介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない | 33.0% | 64.9% |
| 高齢者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ | 56.6% | 39.8% |
| 高齢者がひとり暮らしを理由に、アパートやマンションなどへの入居を拒まれても仕方がない | 25.4% | 71.4% |



(2) 施策の方針

- 高齢だから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、高齢者の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- 高齢者の想いに寄り添えるよう、高齢者や認知症当事者への理解のための啓発に取り組みます。
- 関係機関と連携し、高齢者虐待の防止や高齢者の権利擁護のための施策に取り組みます。
- 高齢であるが故に就労の継続や住宅の確保の機会が奪われることがないよう、関係する機関や団体との連携を進めます。
- 専門性のある支援者のネットワークが有効に機能し、地域に住む人たちが見守りや支援の重要性に気づき、様々な課題を自分ごととして考えようとする意識形成のための取り組みを進めます。
- 高齢者が必要に応じて福祉、介護、医療の支援を受けられるよう、行政と専門機関、地域の連携強化を図ります。
- 孤独死や買い物弱者をなくすために必要な仕組みを検討し、高齢者が安心、安全に生活するための施策に取り組みます。
- 第5次岸和田市地域福祉計画に基づく施策の推進に取り組みます。

《指標》

| | 現状 | → | 目標 |
|--|-------|---|----|
| 「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」と思う | 33.0% | ↘ | |
| 「高齢者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ」と思う | 56.6% | ↘ | |

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- 心身の機能が低下しても、高齢者がかけがえのない存在として、自分らしく生きることを尊重します。
- 「権利の主体」としての高齢者の自己決定権を尊重します。
- 認知症高齢者に対する理解を進めます。
- 高齢者虐待をはじめ、高齢者に対するいかなる人権侵害も許しません。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- 心身の機能が低下しても、高齢者がかけがえのない存在として、自分らしく生きることができまちなちづくりをめざします。
- すべての高齢者が活躍できる場がある“まちづくり”をめざします。
- 高齢者虐待防止のための取組を地域ぐるみで推進します。
- 高齢者からのヘルプサインが見えるまちづくりを推進します。
- 孤独になりがちな高齢者、家事や買い物が困難な高齢者などを地域で支えます。
- 関係団体と市民協議会などが協働・連携した取組を推進し、高齢者の人権が尊重された“まちづくり”をめざします。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・高齢者や認知症当事者への理解のための啓発 ・高齢者虐待の防止や高齢者の権利擁護の推進 ・就労の継続や住宅の確保の機会を守るための連携 ・高齢者支援のための地域の意識形成 ・行政と専門機関、地域の連携強化 ・高齢者が安心、安全に生活するための施策の推進 ・第5次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画に基づく施策の推進 | |
| 共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 | 参考 域福祉計画・地域福祉活動推進計画、男女共同参画推進プランに基づき推進しているものに(★)をつけています。 |

■ 高齢者の自己決定権の尊重

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|----------------|----|---------------------|-----|------------------|
| 自分らしい生き方の支援 | | 学習機会の提供と効果の把握(★) | ①②④ | 福祉政策課 人権・男女共同参画課 |
| | | 要配慮者のための住宅に関する情報の提供 | ①③④ | 住宅政策課 |
| | | 移動手段の確保のための取組の推進 | ⑤ | 市街地整備課 |
| 権利擁護制度の普及 | | 成年後見制度への理解促進 | ① | 福祉政策課 人権・男女共同参画課 |
| | | 権利擁護センターの機能充実(★) | ③④ | 福祉政策課 |
| | | 市民後見人の養成と活動の推進(★) | ①④ | 福祉政策課 |
| 福祉教育・社会貢献教育の推進 | | 授業等での取組による理解促進(★) | ②④ | 人権教育課 |
| | | 家庭・地域における学習機会の充実(★) | ①④ | 福祉政策課 |

■ 高齢者への差別の解消

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|------------------------|----|----------------------|----|-----------------------|
| 高齢者、認知症当事者への理解促進と介護者支援 | | 啓発事業等の実施(★) | ①④ | 福祉政策課 人権・男女共同参画課 |
| | | 「認知症の人を支える家族のつどい」を実施 | ③④ | 福祉政策課 |
| | | 福祉や介護に関わる人材への研修 | ①④ | 障害者支援課 福祉政策課 介護保険課 |
| | | 認知症サポーターの養成 | ①④ | 福祉政策課 |

■ 高齢者虐待の防止と被害者の安全確保、擁護者支援

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|----------------|----|-------------------------|----|------------------|
| 虐待の防止に向けた取組の推進 | | 学習機会の提供と効果の把握(★) | ①④ | 人権・男女共同参画課 福祉政策課 |
| | | 住民票等の交付や閲覧の制限による支援措置の実施 | ⑤ | 市民課 |
| 連携による支援 | | 高齢者虐待ネットワークの連携による支援 | ③④ | 福祉政策課 |
| | | 地域包括支援の推進(★) | ③④ | 福祉政策課 |

■ 高齢者の生きがいくつりと社会参加の促進

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|------------|----|------------------|----|----------|
| 社会参加の機会づくり | | シルバー人材センターの活用 | ④ | 関係各課 |
| | | 高齢者を招いたふれあい教育の実施 | ②④ | 人権教育課 |
| | | 関係団体の活動支援(★) | ④ | 福祉政策課 |
| 就業支援の推進 | | 就労に向けた支援の実施 | ①③ | 産業政策課 |

■ 高齢者に関わる施策の推進

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|------------------|----|----------------------|----------|----------|
| 高齢者に関わる事業実施計画の推進 | | 地域福祉計画・地域福祉活動推進計画の推進 | ①② ④⑤ | 全課 |
| | | 男女共同参画推進プランの推進 | ①② ④⑤ | 全課 |
| | | 高齢者への様々な支援(★) | ②③ ④ | 福祉政策課 |

4 障害のある人の人権

(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

- 「障害者自立支援協議会」では、様々な関係者が連携し、障害がある人の支援に必要な取り組みをしています。
- 「障害者虐待防止センター」は、障害者虐待の通報や届け出、相談の窓口として、虐待防止の啓発に取り組みます。虐待事案は関係機関と連携し、必要に応じて弁護士などの専門的助言を得て対応しています。
- 「障害者基幹相談支援センター」では、障害のある人の総合的な窓口として、市民や関係機関からの相談に応じています。
- 「障害を理由とする差別についての相談窓口」では、岸和田市における障害を理由とする差別の解消の推進に努めています。また、「障害者差別解消支援地域協議会」では、関係機関や団体の連携に努めています。
- 援助や配慮を必要とする人が援助や配慮を受けられやすくなるように、ヘルプマークストラップとヘルプカードを配布しています。
- 平成 31(2019)年 4 月に、「岸和田市手話言語条例」を施行し、普及啓発に努めています。

| | |
|-------------|------|
| 障害者虐待に関する相談 | 13 件 |
| 成年後見制度利用件数 | 7 件 |

※それぞれ令和2年度の件数

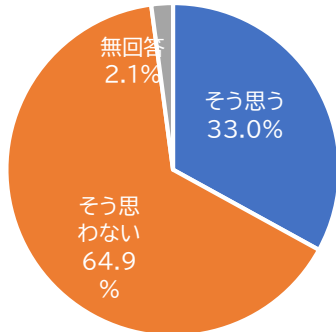
- 《各種団体アンケート結果から見る課題例》
- 地域防災活動に障害者が参加している地区は 6 地区(40.0%)。「企画段階への参加」は 1 地区(6.7%)。
- 地域との交流方法がわからない、住民の理解が必要、校区内で障害のある人の状況が把握できない。
- 障害の重い人が将来暮らせる場所を選べるぐらいの選択肢がない。

《市民意識調査結果》

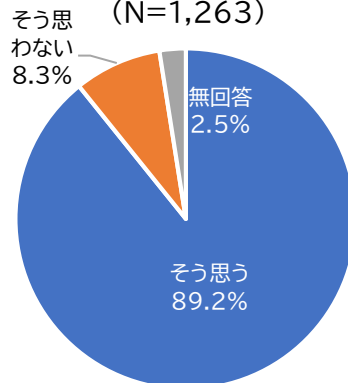
| | そう思う | そう思わない |
|---|------------------|-----------------|
| 介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない | 33.0% | 64.9% |
| 障害のある人が結婚したり、子どもを育てることに周囲が反対するのは問題だ | 77.0% | 19.9% |
| 障害があることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ | 89.3% | 8.3% |
| 障害者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ | 56.2% | 39.7% |
| 障害のある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かりあおうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく | 91.2% | 5.8% |
| 住まいを選ぶときの考え方 | | |
| 近隣に精神科の病院がある | 避けると思う※ 53.2% | 気にしない※ 42.0% |

※本表の数値における“避けると思う”割合は、意識調査結果における「避けると思う」「どちらかと言えば避けると思う」の合計値、“気にしない”割合は、意識調査における「全く気にしない」「どちらかと言えば避けないと思う」の合計値を示しています。以降、数値における割合は、同様の扱いになります。

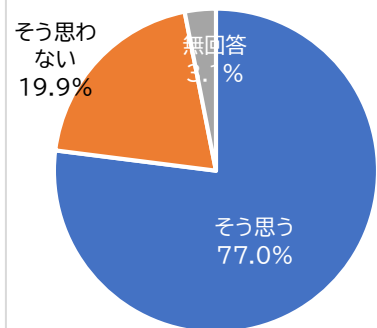
介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない(N=1,263)



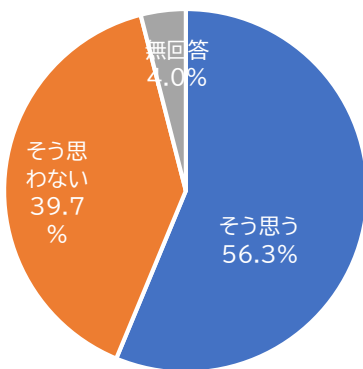
障害があることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ(N=1,263)



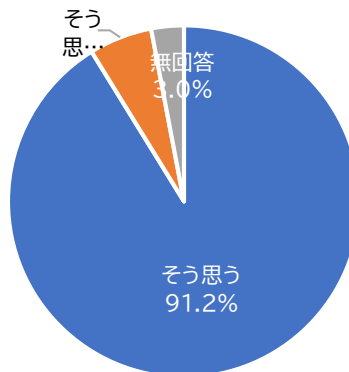
障害のある人が結婚したり、子どもを育てることに周囲が反対するのは問題だ(N=1,263)



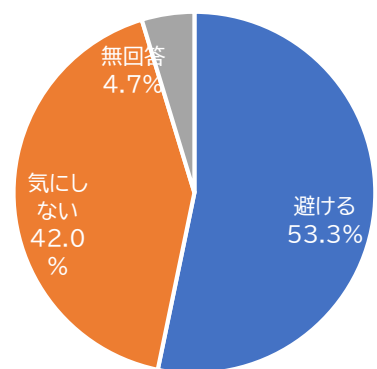
障害者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ(N=1,263)



障害者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ(N=1,263)



住まいを選ぶとき、近隣に精神科の病院がある(N=1,263)



(2) 施策の方針

- 障害があるから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、障害者の人権について理解を促し、行動につながるための教育と啓発を進めます。
- インクルーシブな社会をつくるために、社会のバリア及び心のバリアをなくす取り組みを進めます。
- 関係機関と連携し、障害者虐待の防止や障害者の権利擁護のための施策に取り組みます。
- 障害者差別解消法の趣旨を周知し、合理的配慮への理解を深めるための啓発に取り組むとともに、
- 各部署及び市内事業所における実態把握に努めます。
- 障害のある人の排除や否定は、暴力につながることを理解を広める取り組みを継続します。
- 手話言語条例に基づく施策の推進に取り組みます。
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づく施策の推進に取り組みます。
- 障害者基幹相談支援センターでは、障害のある人を総合的・専門的に支援する取り組みを進めます。
- 障害がある人の実習受け入れを継続実施し、障害の理解促進と就労支援に努めます。
- 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき、必要な取り組みを進めます。

《指標》

| | 現状 | → | 目標 |
|--|-------|---|----|
| 「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」と思う | 33.0% | ↘ | |
| 「障害者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だとは」と思う | 56.2% | ↘ | |
| 住まいを選ぶとき、近隣に精神科の病院があると避けると思う | 53.2% | ↘ | |

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- 障害のある人が自らの存在をかけがえのないものとして自覚し、自分らしい生き方を実現します。
- 障害のある人の権利主体としての自己決定権を尊重します。
- 障害のある人が安心して暮らせるインクルーシブな社会をつくっていくために、社会のバリア及び心のバリアをなくしていくための取組を進めます。
- 障害のある人への合理的配慮についての理解を深めます。
- 障害のある人の排除や否定は暴力や虐待につながることを理解を広めます。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- 障害のある人が安心して暮らせるインクルーシブなまちづくりを推進します。
- 障害のある人が活躍するまちづくりを推進します。
- 障害のある人が地域の一員として、様々な行事に参加するなど、社会参加の促進に取り組みます。
- 事業所においては障害者雇用の促進と職場定着に取り組むと共に、個々の障害に応じた合理的配慮に努めることによって、障害者が働きやすい環境整備を進めます。
- 岸和田市障害者自立支援協議会に参画する関係機関と障害者団体、市民が協働・連携し取り組むことによって、人権のまちづくりを推進します。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|--|--|
| ・障害者の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・インクルーシブな社会をめざした社会と心のバリアの解消 ・障害者虐待の防止や障害者の権利擁護の推進 ・障害者差別解消法の周知と合理的配慮への理解促進、実態把握 ・障害のある人の排除や否定が暴力となることへの理解促進 ・手話言語条例に基づく施策の推進 ・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づく施策の推進 ・障害者基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な支援 ・障害がある人の実習受け入れによる障害の理解促進と就労支援 ・「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく取り組みの推進 | |
| 共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 | 参考 害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、男女共同参画推進プランに基づき推進しているものに(★)をつけています。 |

■ 障害のある人への理解促進

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|-------------------|----|---------------------------------|-----|----------------------------|
| 障害理解に関する啓発事業の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 障害者支援課 人権・男女共同参画課 |
| | | 障害者週間事業の実施 | ①④ | 障害者支援課 |
| | | 市職員への研修の実施 | ①② | 人事課 障害者支援課 人権・男女共同参画課 |
| | | 教職員への研修の実施 | ①② | 人権教育課 |
| | | 障害のある人との交流の促進(★) | ①②④ | 障害者支援課 |
| | | 手話言語条例の周知、及び施策の推進 | ① | 障害者支援課 |
| 福祉教育、インクルーシブ教育の推進 | | 旧優生保護法一時金に関する周知、及び法律に基づく取り組みの推進 | ① | 障害者支援課 健康推進課 人権・男女共同参画課 |
| | | 授業等での取組による理解促進(★) | ②④ | 人権教育課 |
| | | 家庭・地域における学習機会の充実(★) | ①④ | 障害者支援課 |

■ 障害を理由とする偏見や差別の解消に向けた取組

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|---------------------------------------|----|------------------------------------|----|-----------------------|
| 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の周知と合理的配慮への理解促進 | | 啓発事業等の実施(★) | ①④ | 障害者支援課 人権・男女共同参画課 |
| | | 障害者差別解消のため障害特性の理解等を当事者から学ぶ機会の提供(★) | ①④ | 障害者支援課 人権・男女共同参画課 |
| | | 福祉や介護にかかわる人材への研修の実施 | ①④ | 障害者支援課 福祉政策課 介護保険課 |
| | | 岸和田市障害者差別解消支援地域協議会による連携 | ④ | 障害者支援課 人権・男女共同参画課 |
| | | 障害を理由とする差別についての相談窓口の設置(★) | ③ | 障害者支援課 人権・男女共同参画課 |

■ 障害者虐待防止と被害者の安全確保、擁護者支援

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|----------------|----|--------------------------|----|-------------|
| 虐待の防止に向けた取組の推進 | | 啓発事業等の実施(★) | ①④ | 障害者支援課 |
| | | 住民票等の交付や閲覧の制限による支援措置の実施 | ⑤ | 市民課 |
| 連携による支援 | | 障害者虐待防止ネットワークの連携による支援(★) | ③④ | 障害者支援課 関係各課 |

■ 社会参加と自立に向けた支援の充実

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|------------|----|----------------------------|-----|---------------------|
| 自立生活に向けた支援 | | 岸和田市自立支援協議会の活動の推進 | ④ | 障害者支援課 |
| | | 障害者基幹相談支援センター事業の推進 | ③④ | 障害者支援課 |
| | | 関係団体の活動支援(★)[再掲] | ④ | 障害者支援課 |
| | | 障害福祉サービスの提供、及び各種手当制度の周知(★) | ⑤ | 障害者支援課 |
| | | 多様なコミュニケーション手段の利用促進 | ①④⑤ | 障害者支援課 |
| 雇用と就労の促進 | | 障害者雇用に関する啓発活動の推進(★) | ①④ | 障害者支援課 |
| | | 職業訓練・職場実習の推進(★) | ④ | 障害者支援課 |
| | | 就労に向けた支援の実施(★) | ①④ | 障害者支援課 産業政策課 |
| | | 市内事業所への啓発 | ①④ | 産業政策課 人権・男女共同参画課 |
| | | 障害者活躍推進計画の策定 | ⑤ | 関係各課 |

■ 障害のある人に関わる施策の推進

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|-------------------------|----|-------------------------|------|----------|
| 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進 | | 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進 | ①②④⑤ | 全課 |
| | | 男女共同参画プランの推進 | ①②④⑤ | 全課 |
| | | 障害のある人への様々な支援(★) | ②③④ | 障害者支援課 |

5 被差別部落(同和地区)出身者の人権

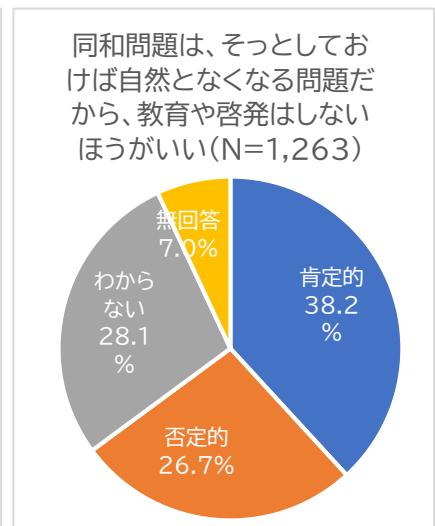
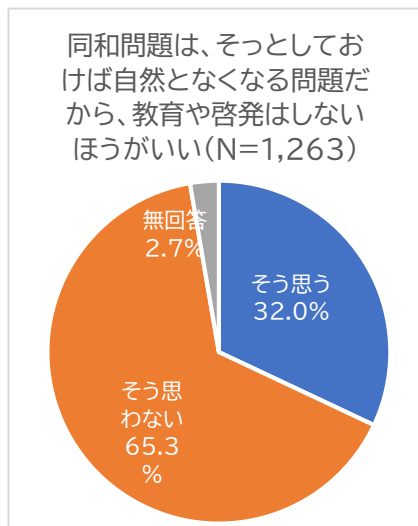
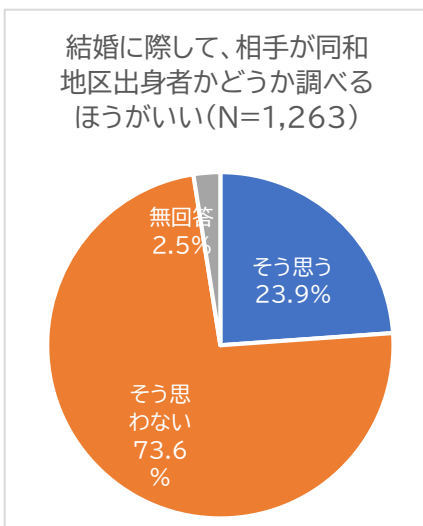
(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

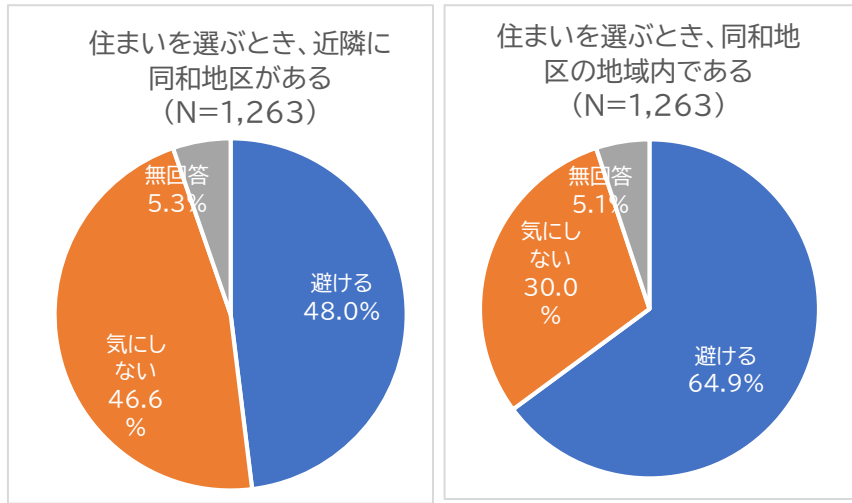
- 「同和地区が存在しないために、この問題の重大さや深刻さが厳しい形で認識されるということが少なかったと言える」(『岸和田市史』第5巻)とあるように、今もなお、差別や偏見によって様々な権利を侵害されている人の存在を認識しにくいことが岸和田市の課題の一つに挙げられます。
- 岸和田市内においても、過去に差別落書きが発生しています。
- 同和地区が存在しない=当事者がいない=差別はない、ということにはなりません。「同和問題は、自分には(岸和田市には)関係のない話」にはなりません。同和問題を自分ごととして捉え、「正しく理解する人」を増やし、差別や偏見をなくすための啓発や教育を続けています。
- 「岸和田市人権教育基本方針」及び「人権教育基本的推進方向」に基づき、学校教育と社会教育の連携、強化を進めています。

《市民意識調査結果》

| | | | |
|---|-----------|-----------------|----------------|
| | | そう思う | そう思わない |
| 結婚に際して、相手が同和地区出身者かどうか調べるほうがいい | | 23.9% | 73.7% |
| 同和問題(部落差別)は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがいい | | 32.0% | 65.3% |
| 同和地区への差別意識 | 残っている | さらに強くなっている | 薄まりつつあるが、残っている |
| | 13.7% | 0.5% | 52.0% |
| | | なくなった | わからない |
| | | 9.7% | 18.1% |
| 同和問題(部落差別)の解決 | 自分には関係がない | なりゆきにまかせる | 解決に向け自分も努力する |
| | 2.5% | 24.5% | 16.5% |
| | | そっとしておけば自然となくなる | わからない |
| | | 14.6% | 35.6% |
| 同和地区の結婚相手との結婚を家族から反対されている親戚から相談を受けたときの態度 | 肯定的 | 否定的 | わからない |
| | 37.3% | 26.1% | 27.5% |



| 住まいを選ぶときの考え方 | 避ける | 気にしない |
|--------------|-------|-------|
| 近隣に同和地区がある | 48.0% | 46.6% |
| 同和地区の地域内である | 64.9% | 30.0% |



(2) 施策の方針

- 学校や地域、職場において、同和問題への正しい知識と理解を深め、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知を図り、法に基づき必要な施策を推進します。
- 部落差別につながるような調査の規制をめざした取り組みなど、継続した施策を実施します。
- 国や大阪府と連携した施策の推進を行います。

《指標》

| | 現状 | → | 目標 |
|---|-------|---|----|
| 「結婚に際して、相手が同和地区出身者かどうか調べるほうがいい」と思う | 23.9% | ↘ | |
| 同和問題(部落差別)の解決に向けて、自分も何らかの努力をする | 16.5% | ↗ | |
| 同和地区の結婚相手との結婚を家族から反対されている親戚から相談を受けたとき、肯定的に伝える | 37.3% | ↗ | |
| 住まいを選ぶとき、近隣に同和地区があると避けると思う | 48.0% | ↘ | |
| 住まいを選ぶとき、同和地区の地域内であると避けると思う | 64.9% | ↘ | |

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- 市民一人ひとりが自らの課題として部落差別への正しい知識と理解を深め、部落差別の解消のための取組を進めます。
- 結婚や住まい選びの際の同和地区を忌避する意識の払しょくに取り組めます。
- 部落差別につながるような調査やえせ同和行為を許しません。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- 学校や地域、職場において、同和問題への正しい知識と理解を深めるための取組を推進します。
- 事業所においては、公正採用の取組を推進します。
- えせ同和行為を許さない姿勢で必要な取組を進めます。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|--|---------------------------|
| ・同和問題への正しい知識と理解を深め、行動につなげるための教育と啓発 ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知と必要な施策の推進 ・部落差別につながる調査の規制など、施策の継続実施 ・国や大阪府と連携した施策の推進 | |
| 共通課題から見た分類 | ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 |

■ 部落差別の解消に向けた取組

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|------------------------------|----|-----------------------|----|---------------------|
| 部落差別の解消の推進に関する法律の周知と必要な施策の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | インターネット上の差別的な書き込みへの対応 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | 本人通知制度の登録促進 | ① | 市民課 人権・男女共同参画課 |
| | | 事業所における差別解消等の取組の支援 | ①④ | 人権・男女共同参画課 産業政策課 |
| | | 国や大阪府との連携による施策の推進 | ④ | 人権・男女共同参画課 |

■ 同和問題への正しい知識と理解を深める教育、啓発の継続

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|-----------------|----|---------------------------------|-----|-------------|
| 同和教育の推進 | | 授業等での取組による理解促進 | ② | 学校教育課 人権教育課 |
| | | 教職員への研修の実施 | ①②④ | 人権教育課 |
| 同和問題に関する啓発事業の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | 庁内での同和地区に関する照会や、えせ同和行為に対する対応の共有 | ① | 人権・男女共同参画課 |
| | | 市内事業所への情報提供 | ①④⑤ | 人権・男女共同参画課 |

6 地域で暮らす外国籍の人の人権

(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

- 岸和田市では外国籍の人のうち、約 30%が韓国・朝鮮籍、続いて約 17%が中国籍となっています。(令和2(2020)年 12 月 31 日現在)
- 外国人会員対象の日本語サロンの運営や日常生活の通訳サポートをする岸和田市国際親善協会の支援をしています。
- 「岸和田市住民投票条例」では、住民投票の有資格者に「満 18 歳以上の定住外国人」も含んでいます。
- 外国人の転入生が増えてきています。日本語指導が必要な児童生徒に対し、定期的に指導員を派遣し、充実した学校生活を送れるよう支援しています。また、文化の違いによるいじめが起こらないように、異文化理解の教育を大切にしています。幼小中高の教諭・教員対象に研修を実施しています。

《団体・市民協議会アンケート結果から見る課題例》

- 地域防災活動に外国籍の人が参加している地区は 2 地区(13.3%)、「企画段階」で参加している地区は 1 地区(6.7%)
- 各施設の英語表記等が必要

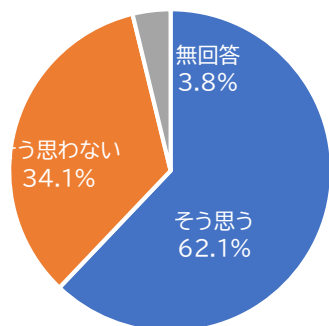
《市民意識調査結果》

| | そう思う | そう思わない |
|---|-------|--------|
| 外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない | 19.3% | 77.5% |
| 日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある | 56.4% | 40.1% |
| 日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ | 64.1% | 32.7% |
| 外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある | 62.1% | 34.1% |
| 外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ | 85.0% | 11.5% |

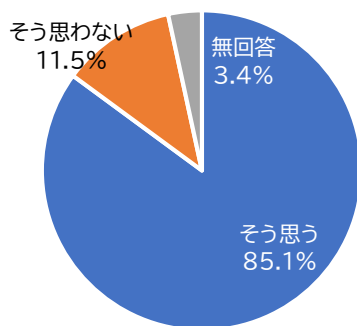
| | 許されない | 表現・言論の自由だが共感はしない | 問題ない |
|-------------|-------|------------------|------|
| ヘイトスピーチについて | 39.1% | 47.6% | 2.8% |

| 住まいを選ぶときの考え方 | 避ける | 気にしない |
|-------------------|-------|-------|
| 近隣に外国籍の住民が多く住んでいる | 52.4% | 42.7% |

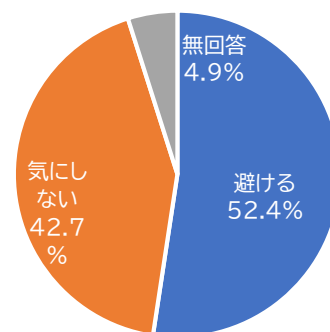
外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある(N=1,263)



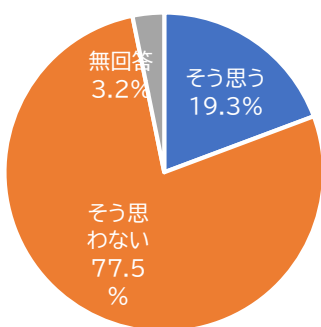
外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ(N=1,263)



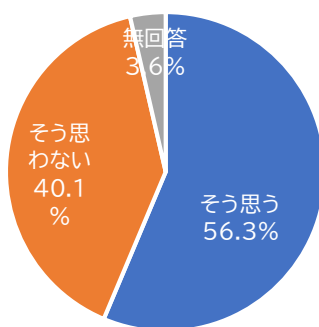
住まいを選ぶとき、近隣に外国籍の住民が多く住んでいる(N=1,263)



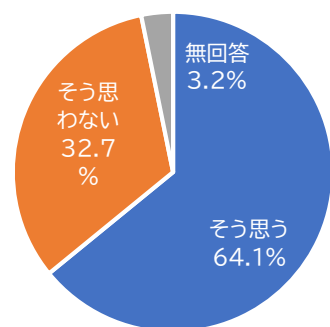
外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない(N=1,263)



日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある(N=1,263)



日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ(N=1,263)



(2) 施策の方針

- 外国籍だから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、外国籍の人の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- 歴史的経緯に学び、文化や生活習慣などの多様性を理解し、互いの人権を尊重する共生社会づくりのための取り組みを進めます。
- 日常生活における様々な違いを住民同士が互いに学び合う、多文化理解のための機会をつくります。
- レイシャルハラスメントやヘイトスピーチを許さない意識づくりのための啓発を進めます。
- 日本語教育のほか、ニューカマーの人権及び地域住民の人権を尊重し合うために必要な施策を進めます。
- 市の各部署の窓口では、手続きが分かりやすくスムーズになるよう、書類の検討などの業務の工夫に取り組みます。

《指標》

| | 現状 | → | 目標 |
|--|-------|---|----|
| 「日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある」と思う | 56.4% | ↗ | |
| 「日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ」と思う | 64.1% | ↘ | |
| 「外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ」と思う | 85.0% | ↗ | |
| 「ヘイトスピーチは許されない」と思う | 39.1% | ↗ | |
| 住まいを選ぶとき、近隣に外国籍の住民が多く住んでいると避けると思う | 52.4% | ↘ | |

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- 日常生活における様々な違いを住民同士が互いに学び合い、多様性を大切にする文化を育てます。
- ヘイトスピーチを許さない毅然とした態度を醸成します。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- 日常生活における様々な違いを住民同士が互いに学び合い、多文化共生のまちづくりを進めます。
- ヘイトスピーチを許さないまちづくりを推進します。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|---|---------------------------|
| ・外国籍の人の人権について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ・多様性を理解し、互いの人権を尊重する共生社会づくりのための取り組み ・住民同士が互いに学び合う、多文化理解のための機会づくり ・レイシャルハラスメントやヘイトスピーチを許さない意識づくりのための啓発 ・日本語教育やニューカマーの人権及び地域住民の人権を尊重し合うための施策の推進 ・市の各部署の窓口における書類の検討などの業務の工夫 | |
| 共通課題から見た分類 | ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 |

■ 多文化共生理解の教育と啓発の継続

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|--|----|-------------------------|---------|---------------------|
| 多文化共生に向けた取組の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | 国際交流(多文化理解)のための事業の実施 | ①④ | 文化国際課 産業高校学務課 |
| 多文化共生教育の推進 | | 授業等での取組による理解促進 | ② | 人権教育課 |
| | | 教職員への研修の実施 | ①② ④ | 人権教育課 |
| 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の周知と必要な施策の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | インターネット上の差別的な書き込みへの対応 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | 事業所における差別解消等の取組の支援 | ①④ | 人権・男女共同参画課 産業政策課 |
| | | 国や大阪府との連携による施策の推進 | ④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | ヘイトスピーチを未然に防ぐ仕組みづくり | ①④ | 施設所管課 |
| 日本語教育やニューカマーの人権及び地域住民の人権を尊重し合うための施策の推進 | | ニューカマーの子どもへの日本語指導支援 | ②④ | 人権教育課 |
| | | ニューカマーや帯同家族への日本語学習の情報提供 | ①② | 文化国際課 |
| | | 関係団体の活動支援 | ④ | 文化国際課 |
| | | 就労に向けた支援の実施 | ③④ | 産業政策課 |

7 HIVや新型コロナウイルス感染症など様々なウイルスの感染者の人権

(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

- 学校教育を中心として、正しい知識や実践力を習得するよう性教育の充実に努めています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大と同時に、社会では、感染者やその家族、医療従事者などへの偏見や差別、排除という事態が発生していますが、人権相談における相談事案は数件です。
- 新型コロナウイルス感染症への正しい理解を広め、差別や偏見を解消するために「感染症と人権」をテーマに合同セミナーを開催しました。

《各種団体アンケート結果から見る課題例》

- 相談対応の際、対面での面接ではなく、電話での聞き取りになるので、やりにくい。
- 障害があり、マスクなどをできない人がいるが周りから理解してもらえなかったりする。

(2) 施策の方針

- 新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関連する偏見や差別、いじめなどの不当性を理解し、それらをなくしていく行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- 誰もが安心して生活できる社会を築くために、HIV や新型コロナウイルス感染症に関わる人権問題について正しく理解する機会をつくります。

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- 新型コロナウイルス感染症に関する正しい理解に努めます。
- 感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者などに対する偏見や差別意識の解消に努めます。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- 感染者やその家族、医療従事者などに対する偏見や差別を許さないまちづくりを推進します。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のためのフィジカルディスタンスが社会的弱者の新たな孤立や孤独を生み出さないよう “With コロナ”における新たな地域住民のつながりづくりに取り組みます。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|--|---------------------------|
| ①新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関連する人権問題への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 | |
| ②感染症と人権問題について正しく理解する機会づくり | |
| ③国や大阪府と連携した施策の推進 | |
| 共通課題から見た分類 | ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 |

■ 感染症と人権問題について正しい知識と理解を深める教育、啓発の継続

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|-------------------|----|--|-----|----------------|
| 誤解や偏見の解消に向けた取組の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | 新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関連する人権問題への理解促進、及び意識の醸成 | ① | 人権・男女共同参画課 |
| | | 国や大阪府との連携による施策の推進 | ④ | 人権・男女共同参画課 |
| 教育現場の取組の推進 | | 授業等での取組による理解促進 | ① | 学校教育課 人権教育課 |
| | | 教職員への研修の実施 | ①②④ | 人権教育課 |

8 ハンセン病患者・元患者(回復者)の人権

(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

- ハンセン病回復者や支援者による講演を実施しました。
- アンケートにおける「関心のある人権テーマ」の質問では、ハンセン病は例年低い結果となっています。関心を持ってもらいにくいテーマだからこそ、すべての人が自分ごとと捉えてもらえるよう啓発を続けていきます。

(2) 施策の方針

- ハンセン病患者・元患者(回復者)に関連する偏見や差別について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- 入所者が地域社会へ復帰・交流することのできる環境を整えるため、ハンセン病に関する正しい知識と理解を深める機会をつくります。
- 国や大阪府と連携した施策の推進を行います。

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- ハンセン病に関する正しい知識と理解を深め、ハンセン病患者・元患者(回復者)に対する偏見や差別意識の払しょくに努めます。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- ハンセン病に関する正しい知識と理解を深め、ハンセン病患者・元患者(回復者)に対する偏見や差別を許さないまちづくりを進めます。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|--|---------------------------|
| ①ハンセン病患者・元患者(回復者)に関連する偏見や差別への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ②ハンセン病に関する正しい知識と理解を深める機会 ③国や大阪府と連携した施策の推進 | |
| 共通課題から見た分類 | ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 |

■ ハンセン病問題への正しい知識と理解を深める教育、啓発の継続

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|-------------------|----|-----------------|-----|---------------------|
| 誤解や偏見の解消に向けた取組の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | 国や大阪府と連携した施策の推進 | ② | 健康推進課 人権・男女共同参画課 |
| 教育現場の取組の推進 | | 授業等での取組による理解促進 | ① | 人権教育課 |
| | | 教職員への研修の実施 | ①②④ | 人権教育課 |

9 刑を終えて出所した人の人権

(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

- 更生保護に関する団体が国の機関や関係機関と連携して更生保護活動を進めています。
- 刑務所や少年院を仮釈放・仮退院する人の帰住先の環境調整、保護観察、生活、就職等の支援などの幅広い活動があります。
- 人権問題専門講座で、刑を終えて出所した人の人権をテーマに更生保護活動を周知しました。

(2) 施策の方針

- 刑を終えて出所した人に関連する偏見や差別について理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- 更生を支援する関係団体との連携等による啓発を継続し、再犯防止にむけた気運の醸成に努めます。
- 福祉サービスの利用、住居の設定、就労の確保など、安定した地域生活をめざした支援を進めるための必要な連携に取り組みます。
- 罪を犯した人の後方支援につながるような取り組みに努めます。

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- 刑を終えて出所した人々に対する偏見や差別意識を払しょくするための取組を進めます。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- 再犯防止にむけ、関係機関や更生を支援する民間団体や事業所などが連携し、生活支援や住居・就労の確保など、安定した地域生活を支援するための取組を進めます。
- 協力雇用主を増やし、罪を犯した人の後方支援につながるような取り組みに努めます。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|---|---------------------------|
| ①刑を終えて出所した人に関連する偏見や差別への理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 ②更生を支援する関係団体との連携等による啓発を継続し、再犯防止に向けた気運の醸成 ③安定した地域生活をめざした支援を進めるための連携 ④罪を犯した人の後方支援 | |
| 共通課題から見た分類 | ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 |

■ 地域からの排除を防止するための社会全体の理解促進

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|-------------------|----|---------------------------|-----|---------------------------|
| 偏見や差別の解消に向けた取組の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| 連携による支援 | | 社会を明るくする運動の実施 | ①④ | 生涯学習課 福祉政策課 人権・男女共同参画課 |
| | | 更生保護サポートセンターの支援 | ④ | 福祉政策課 |
| 自立生活に向けた支援 | | 地域生活への定着支援 | ③④ | 関係各課 |
| | | 犯罪や触法行為等への関与防止に向けた取り組みの推進 | ③④ | 障害者支援課 福祉政策課 |
| | | 触法障害者や高齢者の支援 | ①③④ | 障害者支援課 福祉政策課 |

10 犯罪被害者の人権

(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

- 「犯罪被害者の人権」をテーマに人権問題専門講座を開催しました。

(2) 施策の方針

- 犯罪被害者や家族が平穏な生活を取り戻すことができるよう、社会全体で支えていくための啓発を進めます。
- 被害者に対する誤解や誹謗中傷など、二次的被害を与える側をつくらないために、被害者に寄り添う気持ちを育むための啓発に取り組みます。
- 国や府、犯罪被害者等の援助を行う民間団体等と連携した取り組みを進めます。

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- 周りの人が被害に遭った時に、二次的被害を与えてしまわないためにも、被害者に寄り添う気持ちを育めるように啓発に参加します。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- 関係機関や犯罪被害者等の援助を行う民間団体等と連携した取り組みを進めます。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|------------------------------------|--------------------------|
| ①犯罪被害者や家族を社会全体で守るための啓発 | |
| ②被害者の二次的被害を 방지、被害者に寄り添う気持ちを育むための啓発 | |
| ③国や府、犯罪被害者等の援助を行う民間団体等との連携 | |
| 共通課題から見た分類策 | ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施 |

■ 二次的被害防止への理解促進

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|-----------------------------|----|-------------------------------------|----|------------|
| 犯罪被害者を社会で支える意識づくりをめざした取組の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | 犯罪被害者等支援情報の周知 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | 国や大阪府、犯罪被害者等の援助を行う民間団体等との連携による施策の推進 | ④ | 人権・男女共同参画課 |

11 インターネットを悪用した人権侵害

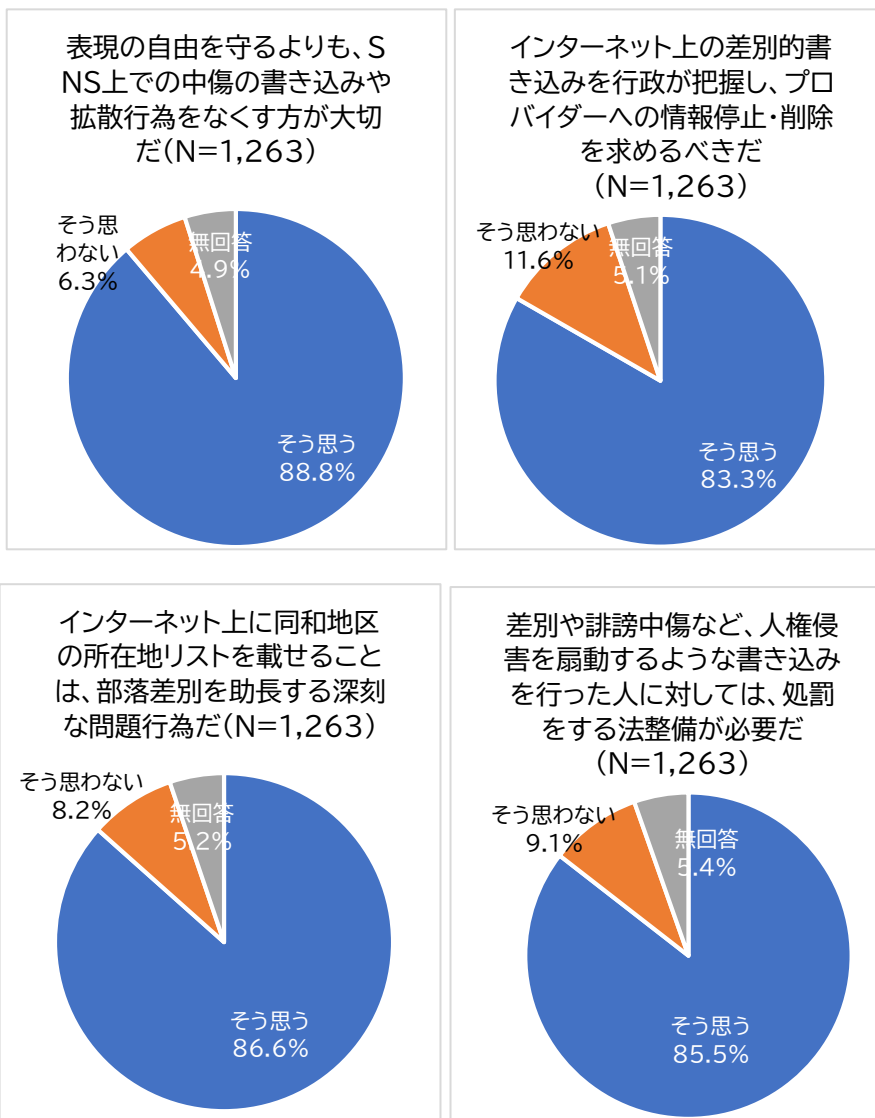
(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

- 学校では、教員向けにICT研修(情報モラル研修)を実施するとともに、資料提供等を行い、メディア・リテラシーの育成と向上を図るための教育充実に努めています。
- インターネットと人権をテーマにした講座を開催しました。

《インターネットを悪用した人権侵害に関する市民意識調査結果》

| | そう思う | そう思わない |
|---|-------|--------|
| 表現の自由を守るよりも、SNS上での中傷の書き込みや拡散行為をなくす方が大切だ | 88.8% | 6.3% |
| インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへの情報停止・削除を求めるべきだ | 83.3% | 11.6% |
| インターネット上に同和地区の所在地リストを載せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為だ | 86.5% | 8.2% |
| 差別や誹謗中傷など、人権侵害を扇動するような書き込みを行った人に対しては、処罰をする法整備が必要だ | 85.6% | 9.1% |



(2) 施策の方針

- メディア・リテラシーを高めるための教育と啓発を進めます。
- インターネットを利用する際のルールやマナーについて理解を促し、行動につなげるための教育と啓発を進めます。
- 生涯にわたって自身が苦しみ、他者をも苦しめるリベンジポルノなどの問題を引き起こさないよう、情報と人権に関する教育と啓発を進めます。

《指標》

| | 現状 | → | 目標 |
|---|-------|---|----|
| 「インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへの情報停止・削除を求めるべきだ」と思う | 83.3% | ↗ | |
| 「インターネット上に同和地区の所在地リストを載せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為だ」と思う | 86.5% | ↗ | |

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- インターネットを利用する際のルールやマナーに関する理解を深めます。
- 一人ひとりのメディア・リテラシーを高める取組を進めます。

2) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|---|---------------------------|
| ①メディア・リテラシーを高めるための教育と啓発 | |
| ②インターネットを利用する際のルールやマナーへの理解を促し、行動につなげるための教育と啓発 | |
| ③リベンジポルノなどの問題の防止をめざした、情報と人権に関する教育と啓発 | |
| 共通課題から見た分類 | ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 |

■ インターネットを利用する際のルールやマナーの理解促進

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|-------------------------------|----|-----------------------|------|----------------|
| メディア・リテラシーに関する啓発の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| 人権を侵害する書き込みや、差別を助長する表現の掲載への対策 | | インターネット上の差別的な書き込みへの対応 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| メディア・リテラシー教育の推進 | | 授業等での取組による理解促進 | ② | 学校教育課 人権教育課 |
| | | 教職員への研修の実施 | ①②④ | 学校教育課 人権教育課 |
| | | ネットいじめへの対策 | ①②③④ | 学校教育課 人権教育課 |

12 北朝鮮当局による人権侵害問題

(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

- 「人権を考える市民の集い」で、拉致被害者のひとり蓮池薫さんの講演を実施しました。
- 平成 30(2018)年の岸和田市議会第4回定例会において、「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」が上程、採択されました。
- 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関するオール大阪での取り組みに継続して参加し、情報発信に努めています。

(2) 施策の方針

- 拉致問題について理解を促すための啓発を進めます。
- 拉致被害者の一日も早い帰国をめざして、引き続き、国や大阪府と連携した施策を推進します。
- 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の上映会の周知など、拉致問題解決の一助となるよう努めます。

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- 拉致問題について理解を深めます。

2) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|---------------------|---------------------------|
| ①拉致問題について理解を促すための啓発 | |
| ②国や大阪府と連携した施策の推進 | |
| 共通課題から見た分類 | ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 |

■ 拉致問題について理解を促すための啓発

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|---------------|----|-------------------|----|------------------|
| 理解促進に向けた取組の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | 映画アニメ「めぐみ」の活用 | ①② | 人権教育課 人権・男女共同参画課 |
| | | 国や大阪府との連携による施策の推進 | ④ | 人権・男女共同参画課 |

13 ホームレスの人の人権

(1) 岸和田市における現状

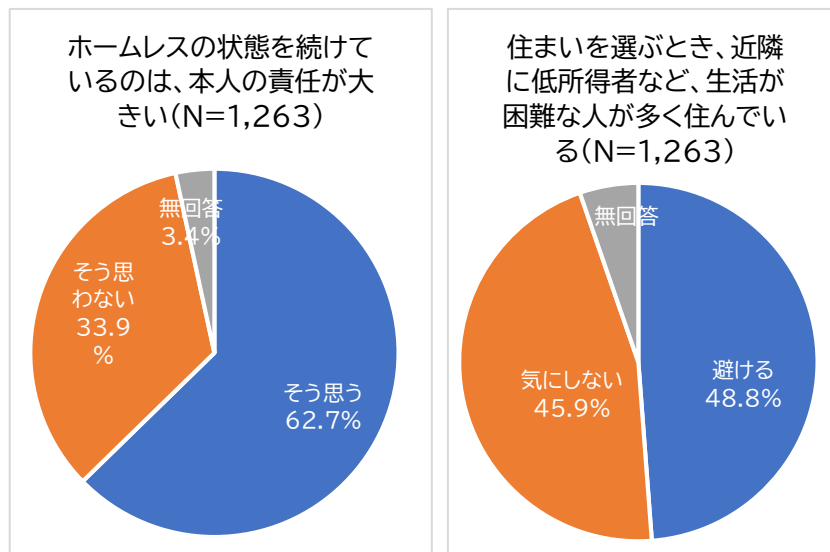
《市の取り組みの概要》

- 「岸和田市自立相談支援センター」では、経済的に困窮しており、就労等による自立に向けた支援を希望される人を対象に、自立相談支援事業と住居確保給付金事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業及び学習支援事業を実施しています。
- 定期的な巡回相談を行い、生活状況や健康状態の把握を行うとともに、必要に応じて行政サービスへの案内を行っています。

《市民意識調査結果》

| | そう思う | そう思わない |
|----------------------------|-------|--------|
| ホームレスの状態を続けているのは、本人の責任が大きい | 62.7% | 33.9% |

| 住まいを選ぶときの考え方 | 避ける | 気にしない |
|---------------------------|-------|-------|
| 近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる | 48.8% | 45.9% |



(2) 施策の方針

- ホームレス状態だから、という理由で権利を侵害されない社会づくりのために、ホームレスの人の人権についての関心と理解を促す教育と啓発を進めます。
- 専門機関と連携し、定住や定職が困難な状況にある人の自立に向けた支援事業を引き続き推進します。

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- ホームレスや貧困問題などの理解を深め、ホームレス等の人権尊重に取り組めます。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- ホームレスなどを排除しないまちづくりを進めます。
- 関係機関と連携し、地域資源を活用するなどして、住居の確保や就労支援に取り組めます。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|--|---------------------------|
| ・ホームレスの人の人権への関心と理解を促す教育と啓発 ・専門機関との連携による、定住や定職が困難な状況にある人への自立支援 | |
| 共通課題から見た分類 | ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 |

■ ホームレスの人の人権への関心と理解を促す教育と啓発

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|-------------------|----|----------|----|------------|
| 誤解や偏見の解消に向けた取組の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |

■ 専門機関との連携による、定住や定職が困難な状況にある人への自立支援

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|--------------|----|---------------|-----|----------|
| 自立を支援する事業の推進 | | 自立生活に向けた支援の実施 | ①③④ | 生活福祉課 |
| | | 巡回相談の定期実施 | ③④ | 生活福祉課 |

14 性的マイノリティ(少数者)の人権

(1) 岸和田市における現状

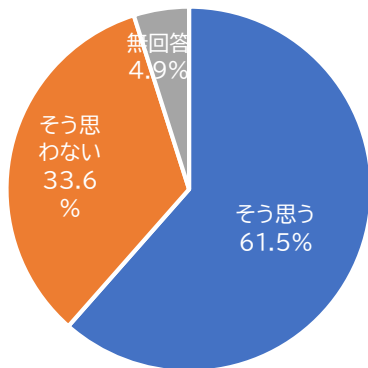
《市の取り組みの概要》

- 「男女共生教育担当者会」などを実施し、多様性の理解の教育に取り組んでいます。
- 個々の状況に応じ、教職員が協力して児童生徒が相談しやすい体制を整えるよう努めています。
- 「性と生の学習」に取り組む男女共同参画センターの登録グループと講座を共催し、幅広い世代へ性の多様性についての啓発に取り組んでいます。
- ラヂオきしわだで性の多様性理解のための13回シリーズ「にじいろ講座」を放送しました。

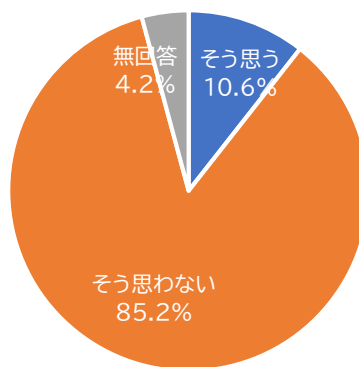
《市民意識調査結果》

| | そう思う | そう思わない |
|--------------------------------------|-------|--------|
| 同性同士の結婚も認められるのは当然だ | 61.5% | 33.6% |
| 同性愛者や性同一性障害のある人がいる職場では働きたくない | 10.6% | 85.2% |
| 自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる | 75.9% | 18.6% |
| 企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある | 69.0% | 24.1% |
| 自分の身内には同性愛者はいてほしくない | 45.9% | 49.1% |

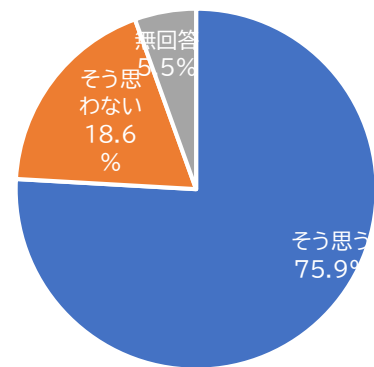
同性同士の結婚も認められるのは当然だ(N=1,263)

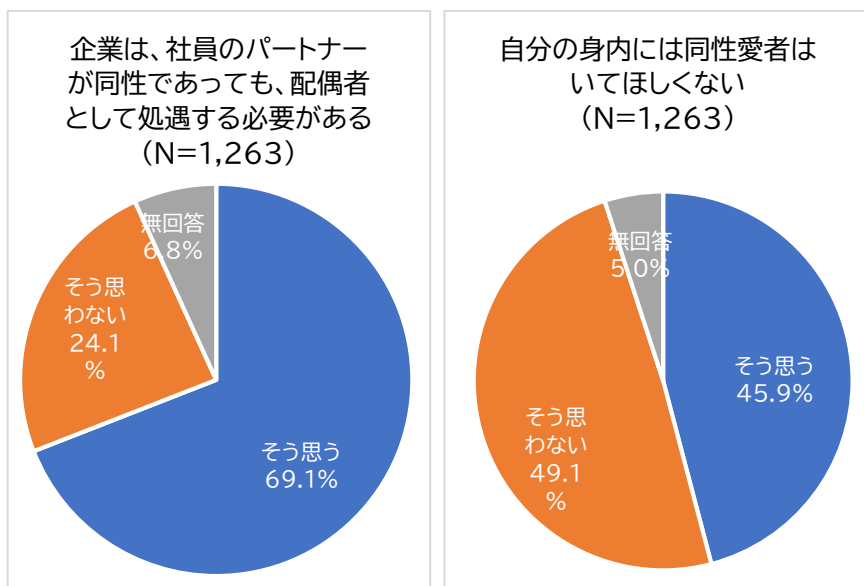


同性愛者や性同一性障害のある人がいる職場では働きたくない(N=1,263)



もし、自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる(N=1,263)





(2) 施策の方針

- 性的少数者だから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、SOGI(性的指向や性自認)の多様性について理解を促し、行動につなげるための啓発を進めます。
- 性的マイノリティの子どもたちを含む、すべての子どもたちが安心して過ごせる学校づくりをめざし、多様性を尊重する教育の充実を図ります。
- 引き続き、教職員を対象とした「男女共生教育担当者会」を開催します。
- SOGIを理由とする偏見や差別、ハラスメントをなくし、互いのセクシュアリティが尊重される社会をめざし、必要な取り組みを継続します。
- 一人ひとりの個性に応じた関わりについて理解する機会をつくり、アライ(理解者・支援者)を増やす取り組みを進めます。

《指標》

| | 現状 | → | 目標 |
|---|-------|---|----|
| 「同性同士の結婚も認められるのは当然だ」と思う | 61.5% | ↗ | |
| 「企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある」と思う | 69.0% | ↗ | |
| 自分の身内には同性愛者はいてほしくないと思う | 45.9% | ↘ | |

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- SOGI(性的指向や性自認)の多様性についての理解を深め、性的マイノリティに対する人権意識を高めます。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- SOGIを理由とする偏見や差別、ハラスメントをなくし、互いのセクシュアリティが尊重される社会をめざします。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|---|---------------------------|
| ①SOGI(性的指向や性自認)の多様性への理解を促し、行動につなげるための啓発 ②性的マイノリティの子どもたちを含む、すべての子どもたちが安心して過ごせる学校づくりをめざし、多様性を尊重する教育の充実 ③教職員を対象とした「男女共生担当職員研修」の開催 ④性的少数者への人権侵害をなくし、互いのセクシュアリティが尊重される社会をめざす取り組みの推進 ⑤個性に応じた関わりを理解する機会づくりとアライ(理解者・支援者)を増やす取り組みの推進 | |
| 共通課題から見た分類 | ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 |

■ SOGIを正しく理解し、多様性を尊重する教育、啓発の実施

| 推進施策 | No | 個別事業(主にヒアリング結果より) | 分類 | 担当課(所管課) |
|-----------------------------|----|-------------------------------------|-----|------------------|
| SOGIを理由とする差別や偏見の解消に向けた取組の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | SOGIを理由とする生きづらさやハラスメントを当事者から学ぶ機会の提供 | ①④ | 人権・男女共同参画課 人権教育課 |
| | | 事業所における差別解消等の取組の支援 | ①④ | 人権・男女共同参画課 産業政策課 |
| | | 市職員への研修の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 人権教育課 |
| 教育現場の取組の推進 | | 授業等での取組による理解促進 | ② | 人権教育課 産業高等学校 |
| | | 市教職員への研修の実施 | ①②④ | 人権教育課 |

■ 社会生活で当事者が抱える困難の解消

| 推進施策 | No | 個別事業(主にヒアリング結果より) | 分類 | 担当課(所管課) |
|-------------------|----|-------------------------------|----|-----------------|
| 困難の解消に向けた取組の検討・推進 | | 行政文書及び庁内システム上の性別欄の検討 | ⑤ | 関係各課 |
| | | 困難の解消に向けた支援の実施 | ⑤ | 関係各課 |
| | | 関係団体の活動支援 | ④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | 国や大阪府との連携による施策の推進 | ④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度の周知と必要な施策の推進 | ①⑤ | 人権・男女共同参画課 関係各課 |

15 労働者をめぐる人権

(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

- 電話や面談による労働相談、社会保険労務士による相談を実施しています。法的専門性の高い相談には、弁護士相談を案内しています。相談の担当者は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、ハラスメント防止の講義など、大阪府主催の相談員向け研修に参加してスキルを高めています。
- 雇用・労働に関する基礎知識を高めるとともに、関係法の周知・啓発のため、講座等を開催しています。

(2) 施策の方針

- 就労に関する様々な差別の解消のため、公正採用や就労保障の周知等、必要な取り組みを継続します。
- 一人ひとりの職種や働き方の違いを理解・尊重し、優劣はないという認識を広めていきます。
- 不就労者への自己責任の追及や社会からの排除を防ぐ啓発に取り組みます。
- 市内の事業者や関係団体との連携を強化し、必要な啓発に取り組みます。
- 多様な背景をもつ人たちで構成される職場環境をよりよくするために、関係法令の周知と人権意識の向上のための取り組みを進めます。

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- 職場におけるハラスメントや長時間労働、非合理的な採用選考のほか、仕事上の人権侵害についての理解を深め、労働者をめぐる人権問題に取り組みます。
- 一人ひとりの職種や働き方の違いを理解・尊重し、職種や働き方に優劣はないという認識を広めます。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- 職場におけるハラスメントや長時間労働、非合理的な採用選考などの人権侵害を許さない職場環境づくりに取り組みます。
- 事業者や地域、関係機関が連携し、労働者が相談しやすい環境づくりに取り組みます。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|--|--------------------|
| ・公正採用や就労保障の周知等、必要な取り組みの継続 ・職種や働き方の違いを理解し尊重する認識づくり ・不就労者への自己責任の追及や社会からの排除を防ぐ啓発 ・市内の事業者や関係団体との連携を強化 ・関係法令の周知と人権意識の向上のための取り組み | |
| 共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 | 参考： 男女共同参画推進プラン |

■ 職場における人権侵害行為の予防啓発

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|----------------------------|----|--------------------|----|------------------|
| ハラスメントの防止やワークライフバランスに関する啓発 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 産業政策課 |
| | | 労働関係法令の周知 | ①④ | 人権・男女共同参画課 産業政策課 |
| | | 事業所での差別解消等の取り組みの支援 | ①④ | 人権・男女共同参画課 産業政策課 |

就職差別撤廃、公正採用の推進

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|-------------------------------|----|-------------------------|-----|----------------------------|
| 不就労者への自己責任の追及や社会からの排除を防ぐ啓発の実施 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 産業政策課 |
| | | 就職差別撤廃月間事業の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 産業政策課 |
| 雇用と就労の促進 | | 就労に向けた支援の実施 | ①③④ | 産業政策課 産業高等学校 人権・男女共同参画課 |
| | | 働き方の多様性、様々なライフスタイルの理解促進 | ①④ | 人権・男女共同参画課 産業政策課 |
| 連携による推進 | | 市内の事業者や関係団体との連携による推進 | ④ | 人権・男女共同参画課 |

16 当事者の家族の人権

(1) 岸和田市における現状

《市の取り組みの概要》

- 「〇〇の家族の会」活動などへの支援をしています。

(2) 施策の方針

- ハンセン病患者や刑を終えて出所した人、犯罪被害者、障害がある人、高齢者、その他の少数者の家族であることを理由に、様々な不利益を被ったり、人権を侵害されたりすることのない社会をめざした啓発を進めます。
- 様々な家族の会や各種サービスなど、当事者の家族の支援につながる情報を把握し、発信します。

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- 様々な人権侵害を受けている当事者の家族が抱える問題に対する理解を深めます。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- 様々な課題を抱える人当事者とその家族に寄りそえるまちづくりを進めます。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|--|---------------------------------|
| ①少数者の家族であることを理由とした不利益や人権侵害のない社会をめざした啓発 | |
| ②様々な家族の会や各種サービスなどの当事者家族の支援につながる情報発信 | |
| 共通課題から見た分類 | 参考: |
| ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 | 地域福祉計画・地域福祉活動推進計画、障害者福祉計画・障害者計画 |

■ 少数者の家族であることを理由とした不利益や人権侵害のない社会をめざした啓発

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|------------------|----|----------------------|----|-----------------|
| 家族の人権問題を考える機会の提供 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | 「認知症の人を支える家族のつどい」の実施 | ③④ | 福祉政策課 |
| | | 様々な家族の会に関する情報の共有 | ③④ | 人権・男女共同参画課 関係各課 |

■ 様々な家族の会や各種サービスなどの当事者家族の支援につながる情報発信

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|---------------------|----|--------------------------------|----|-------------|
| 当事者家族の負担解消のための施策の推進 | | 社会資源の情報及び、各種サービスの提供 | ①④ | 関係各課 |
| | | 家族が抱える介護負担に起因する虐待防止に向けた取り組みの推進 | ③④ | 関係各課 |
| | | 徘徊高齢者等見守りネットワークの連携による支援 | ①④ | 福祉政策課 |
| | | きしわだファミリー・サポート・センターの機能充実 | ④⑤ | 子育て支援課 |
| | | 教育現場における保護者への相談支援 | ③ | 学校教育課 人権教育課 |
| | | 関係機関との連携による支援 | ③④ | 関係各課 |

17 様々な人権問題

(1) 岸和田市における現状

- 「岸和田市いのち支える自殺対策計画」に基づき、自殺予防対策事業を実施しています。

(2) 施策の方針

(3) 今後の取組

1) 市民が取り組むこと

- 様々な人権問題に関心を持ち、どのような人権侵害も「わが事」として見逃さないよう、人権意識を高めま
- す。

2) 事業所・団体・地域が取り組むこと

- アイヌの人々などへの偏見や差別、人身取引の問題や容貌に関する「見た目問題」など、様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発の推進に努めます。
- 岸和田市いのち支える自殺対策計画に基づく施策の推進に取り組みます。
- 大阪府や他の市町村をはじめ、関係機関との連携により様々な人権課題の実態把握、情報の収集に努めます。

3) 市が取り組むこと(実施施策)

| 基本方針が示す項目 | |
|--|---------------------|
| ・様々な人権問題に対する正しい理解の普及のための啓発 ・岸和田市いのち支える自殺対策計画に基づく施策の推進 ・大阪府や他市町村、関係機関との連携による様々な人権課題の実態把握、情報収集 | |
| 共通課題から見た分類 ①啓発 ②教育 ③相談 ④協働・連携 ⑤その他施策 | 参考： いのち支える自殺対策計画 |

■ 様々な人権問題に対する正しい理解の普及・啓発の推進

| 推進施策 | No | 個別事業 | 分類 | 担当課(所管課) |
|----------------|----|---------------------------------------|----|------------|
| 普及・啓発に向けた取組の推進 | | 啓発事業等の実施 | ①④ | 人権・男女共同参画課 |
| | | いのち支える自殺対策計画に基づく施策の推進 | ①④ | 健康推進課 |
| | | 大阪府や他市町村、関係機関との連携による様々な人権課題の実態把握、情報収集 | ④ | 人権・男女共同参画課 |

第6章 計画の推進

1. 推進体制

(1) 人権行政を担う職員の養成

本プランの基本理念を踏まえ、それぞれの施策を推進する際には、市民の人権の保障のために必要とされるもの気づく感性と姿勢が求められます。職員一人ひとりが人権問題を理解し、感性を磨き、様々な場面において適切な行動ができるように、計画的に職員研修を行います。

(2) 庁内体制の整備

① 岸和田市人権施策推進本部

本プランに基づく人権施策を総合的に推進するための仕組みをつくり、プランの進行を管理します。

また、各部署における職員の人権意識の強化を進め、行政が担うすべての施策に人権の視点を盛り込み、各施策の充実に努めます。

② 岸和田市人権施策推進本部実務者会議

各部署に実務者を設置し、関係課との連携による重層的な取り組みを進めるほか、各課におけるプラン推進をリードする人材養成を進めます。

(3) 市民の意見の把握

様々な人権問題に関する学習の機会の提供をつうじて、市民の意見を受け止め、施策への反映に努めます。

また、定期的な市民意識調査の実施により、施策の効果をはかり、次の施策を検討する資料とします。

(4) 各種団体との協働・連携

地域の様々なステークホルダーとの協働・連携体制を強化します。

人権問題に取り組む様々な団体や機関との協働による人権啓発事業の実施など、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を推進します。

(5) 行政機関との連携

人権施策が総合的な取組として推進されるよう、引き続き法務局や労働基準監督署、公共職業安定所等の関係機関や大阪府、府内市町村との協力・連携を進めます。

(6) 人権尊重のまちづくり審議会

岸和田市人権尊重のまちづくり条例に基づき設置されている「岸和田市人権尊重のまちづくり審議会」を定期的で開催し、プランの進捗状況や人権施策全般について審議いただきます。

2. 進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

社会情勢の変化に対応した新たな施策を含め、年度ごとに計画の進捗管理と評価を行い、施策の課題の共有を図ります。

評価・改善については、PDCA サイクルにより実施します。

また、「岸和田市人権尊重のまちづくり審議会」に報告し、意見や提言をいただきます。

(2) 3つの評価

① 市民評価(市民人権意識調査)

「岸和田市人権問題に関する市民意識調査」の実施により、市民の人権意識がどのように変化したかを把握し、施策の効果の評価に活用します。

② 団体評価(団体アンケート、ヒアリング)

各種団体に対するアンケートやヒアリング調査を実施し、市民活動の状況や地域が抱える人権問題を把握し、施策の効果の参考とします。

③ 自己評価

庁内組織を設置し、各部署の人権施策の進捗状況进行评估します。

PDCA サイクルとは

計画を策定し(Plan)、これを実行に移し(Do)、その成果を点検し(Check)、これを踏まえて改善し(Action)、さらに次の計画へとつなげていく(Plan)ものです。

